

# 公害問題の現状と対策

## 1 大気汚染

### (1) 大気汚染の現状

大気汚染とは、産業の発展、人口の集中、自動車交通の普及などの結果、通常は大気中に存在しない物質が排出され、人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなっています。

工場の煙突などから出るばい煙は、各種規制により大幅に改善されましたが、自動車交通量は増え続けているため、現在は自動車(特にディーゼル車)からの排出ガスが大きな原因となっています。

このような状況を改善するため、国では自動車排ガス規制の前倒しや、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の改正、強化を実施しており、また東京都を含む九都県市では平成15年10月(相模原市は平成22年4月)からディーゼル車排出ガス規制をスタートし、効果をあげています。

市でも、アイドリングストップやエコドライブ、水曜日のノーカーデーを呼びかけるとともに、事業者や関係機関との連携を図りながら、地域の実態に応じた対策を進めています。

#### 人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な大気汚染物質について

用語説明

##### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫酸化物(SO<sub>x</sub>)の一種で、硫黄成分を含む物質を燃焼することで発生する刺激性の気体です。水と反応して亜硫酸(H<sub>2</sub>SO<sub>3</sub>)に変化するため亜硫酸ガスとも呼ばれ、酸性雨の原因です。呼吸器官を刺激し、ぜんそく等の疾病の原因になるといわれています。

##### 一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、そのほとんどは、自動車から排出されるといわれています。

酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすく、人体に入ると酸素を供給する能力を阻害し、高濃度では、頭痛、吐気、めまい、全身倦怠等の症状が現れます。

##### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の一種で、赤褐色、水と反応して硝酸(HNO<sub>3</sub>)や亜硝酸(HNO<sub>2</sub>)に変化するため酸性雨の原因になります。また、光化学オキシダントの元です。空気中や燃料中の窒素分が、高温で酸化することで発生し、都内では原因の多くが自動車だといわれています。

水に溶けにくいいため、呼吸器の奥まで入り込んでしまい、長時間の吸引で呼吸器感染症への抵抗力が低下し、アレルギーを引き起こしやすくします。また、血液中に溶けて流れている間に、がんを引き起こす化合物を創り出すといわれています。

##### 浮遊粒子状物質(SPM = Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(1μmは1mmの千分の1)以下のものをいい、数か月も浮遊している微粒子で、土壌の巻上げなど自然界に起因するものもありますが、自動車の排気に含まれる黒鉛が3~4割を占め、問題となっています。

##### 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub> = Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が2.5μm以下のものをいい、非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

##### 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

光化学スモッグの構成物質です。自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素(有機溶剤等)が太陽光に含まれる紫外線を吸収し化学変化をします。

強い酸化力を持っていますので、喉や目の粘膜に付着し刺激を与える(喉が痛くなる、目がチカチカする)ほか、植物(特にアサガオ等の保護層の薄いもの)の葉を枯らすなどの影響が知られています。

## (2) 大気汚染物質の監視

### ア 監視体制

大気汚染を監視するため、市では常時測定局を設置し、大気の成分測定を行っています。

東京都が設置している府中市四谷測定局(府中市四谷 4-16-4)をはじめ、市内の東西をほぼ均等に監視できるようになっています。

一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は常時測定しています。

	名称	所在地	
1	武蔵台測定局	武蔵台2 - 2	武蔵台公園内
2	朝日測定局	朝日町1 - 31	北の原公園内

また、市内の幹線道路際の大気汚染を監視するため、移動測定車「おおぞら号」を次の表の通り1か月ごとに移動させて測定をしています。

	測定月		所在地	調査地点	道路名
1	4月	12月	浅間町4 - 5	蛇窪台公園	新小金井街道
2	5月	11月	是政2 - 20	是政文化センター	中央自動車道
3	6月		寿町3 - 7 - 1	寿町3丁目公共用地	府中街道
4	7月	2月 <sup>(R5)</sup>	寿町3 - 1	寿町公園	甲州街道
5	8月	1月 <sup>(R5)</sup>	四谷5 - 44	四谷さくら公園	多摩川通り
6	9月	3月 <sup>(R5)</sup>	北山町4	見返り坂公園	所沢府中線
7	10月		西府町4 - 21	府中第十中学校	10中通り

### イ 環境基準

人の健康を維持する上で維持されることが望ましい行政上の目標です。

なお、1時間値とは正時(分秒の値が0の時刻)から次の正時までの1時間に測定された各物質の量です。

8時間平均値は1日(=24時間)を8時間毎の3つの時間帯に分けたそれぞれの時間帯での平均値です。(1日3回集計します)

物質名	環境基準
SO <sub>2</sub>	1時間値の1日平均値が004ppm以下であり、かつ、1時間値が01ppm以下であること。
CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
NO <sub>2</sub>	1時間値の1日平均値が004ppmから006ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
SPM	1時間値の1日平均値が01mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が020mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
PM <sub>2.5</sub>	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
Ox	1時間値が006ppm以下であること。

(SO<sub>2</sub>: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、NO<sub>2</sub>: 二酸化窒素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM<sub>2.5</sub>: 微小粒子状物質、Ox: 光化学オキシダント)

#### 用語説明

ppm(parts per million)

ppmは、大気中における気体の大気汚染物質の濃度を単位として用いたもので、「100万分の1」を意味します。気体の大気汚染物質の濃度を表す場合、ある体積の大気中に含まれる汚染物質の体積を表します。すなわち1ppm = 1m<sup>3</sup> / m<sup>3</sup>です。

## ウ 評価

ここでいう評価とは測定した大気の状態が環境基準を満たしているかどうかを判定することです。

環境基準を満たしていれば達成、満たしていなければ非達成となります。

物質毎に異なる評価方法があります。

なお、どの評価方法でも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価できません。

### (ア) 短期的評価

健康への急性影響がある**光化学オキシダント**が対象です。

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

### (イ) 長期的評価

健康への慢性影響がある**二酸化窒素**と**微小粒子状物質**が対象です。

98%値と年平均値を環境基準と比較して評価します。

### (ウ) 併用評価

短期的評価と長期的評価を両方行います。

健康への急性・慢性影響がある**二酸化硫黄**、**一酸化炭素**、**浮遊粒子状物質**が対象です。

短期的評価は、測定を行った日について1日の平均値、8時間の平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

長期的評価は、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とします。

## 用語説明

### 有効測定日数

1年間の測定できた日数です。

### 2%除外値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値です。

### 98%値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値です。

例えば、有効測定日数が350日間の場合、2%の日数は7日間、よって、測定値の高い方の1番目から7番目の分除いた、8番目に高い値が2%除外値です。一方、98%の日数は343日、測定値の低い方から343番目の値です。見方を変えると、 $350 - 343 = 7$ ですから、高い方の1番目から7番目の値を除いた値、つまり、8番目に高い値が98%値です。

このように、2%除外値と98%値はほとんど一致しますが、計算式が異なるため一致しない場合があります。たとえば有効測定日数が325日の場合、2%除外値は高い方から65日間 7日間を除いた8番目の値、98%値は3185日間 低い方から319番目、高い方から $325 - 319 = 6$ 日間を除いた7番目の値です。

これらの値を環境基準と比較して評価をする理由は、測定値の最高値から有効日数の2%に当たる日数の測定値は測定誤差による評価対象外の値とされているためです。

大気汚染物質測定結果の経年変化(単位はCO,NO<sub>2</sub>,O<sub>x</sub>ともに ppm、SPMは mg/m<sup>3</sup>、PM<sub>2.5</sub>は μg/m<sup>3</sup>)  
 (CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>:二酸化窒素、O<sub>x</sub>:光化学オキシダント、PM<sub>2.5</sub>:微小粒子状物質)

局名	年度	CO			SPM			NO <sub>2</sub>			O <sub>x</sub> (5時~20時)			PM <sub>2.5</sub>		
		環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値
		達成状況	2%除外値		達成状況	2%除外値		達成状況	98%値		達成状況	1時間値の最高値		達成状況	98%値	
武蔵台局	30		0.6	0.3		0.041	0.017		0.033	0.013	-	ND	-	-	ND	-
	元		0.5	0.3		0.034	0.014		0.027	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	2		0.6	0.3		0.036	0.015		0.029	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	3		0.5	0.3		0.028	0.013		0.025	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	4	○	0.5	0.3	○	0.032	0.014	○	0.026	0.011	-	ND	-	-	ND	-
朝日局	30		0.6	0.3		0.037	0.016		0.032	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	元		0.5	0.3		0.038	0.015		0.026	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	2		0.5	0.3		0.039	0.015		0.030	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	3		0.5	0.3		0.027	0.012		0.028	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	4	○	0.4	0.2	○	0.026	0.012	○	0.027	0.011	-	ND	-	-	ND	-

…環境基準を達成した。×…環境基準を達成しなかった。 ……不明。ND…測定しなかった。

令和4年度測定結果(各局,月平均値)(単位はCO、NO<sub>2</sub>、NOともにppm、SPM、PM2.5はmg/m<sup>3</sup>)  
 (CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>:二酸化窒素、NO:一酸化窒素、PM2.5:微小粒子状物質)

武蔵台局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO
	4月	0.3	0.016	0.009	0.001
	5月	0.3	0.015	0.008	0.001
	6月	0.2	0.018	0.009	0.001
	7月	0.2	0.018	0.006	0.001
	8月	0.2	0.020	0.007	0.001
	9月	0.2	0.015	0.007	0.001
	10月	0.3	0.012	0.011	0.003
	11月	0.3	0.012	0.015	0.005
	12月	0.4	0.008	0.018	0.010
	1月	0.4	0.011	0.017	0.008
	2月	0.3	0.011	0.014	0.004
	3月	0.3	0.014	0.011	0.003
	通年	0.3	0.014	0.011	0.003

朝日局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO
	4月	0.2	0.013	0.009	0.001
	5月	0.2	0.012	0.008	0.001
	6月	0.2	0.015	0.008	0.001
	7月	0.1	0.014	0.006	0.002
	8月	0.1	0.017	0.006	0.001
	9月	0.2	0.013	0.008	0.002
	10月	0.2	0.011	0.011	0.002
	11月	0.3	0.011	0.015	0.005
	12月	0.3	0.008	0.018	0.009
	1月	0.3	0.009	0.018	0.007
	2月	0.3	0.010	0.014	0.003
	3月	0.2	0.013	0.011	0.002
	通年	0.2	0.012	0.011	0.003

環境測定車(おおぞら号)	道路名	測定場所		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO	PM2.5
	新小金井街道	蛇窪台公園	4月	0.3	0.015	0.011	0.002	11.1
			12月	0.3	0.007	0.019	0.012	6.1
	中央自動車道	是政文化センター	5月	0.3	0.012	0.011	0.001	9.6
			11月	0.3	0.012	0.017	0.005	9.4
	甲州街道	寿町公園	7月	0.2	0.015	0.009	0.002	8.1
			2月	0.3	0.012	0.022	0.010	9.2
	多摩川通り	四谷さくら公園	8月	0.2	0.019	0.009	0.003	10.2
			1月	0.3	0.010	0.020	0.012	8.3
	所沢府中線	見返り坂公園	9月	0.2	0.014	0.009	0.002	7.5
			3月	0.3	0.015	0.013	0.003	10.9
	府中街道	寿町3丁目公共用地	6月	0.2	0.016	0.011	0.002	10.8
	10中通り	府中第十中学校	10月	0.2	0.010	0.010	0.002	7.6

### (3) 光化学(こうかがく)スモッグの監視

#### ア 光化学スモッグとは

工場や事業場、自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれる物質になります。

高濃度の光化学オキシダントは、人の目や呼吸器などを刺激して、健康被害が発生する場合がありますのでご注意ください。

光化学スモッグ注意報などの情報が東京都から提供された場合、市では、小・中学校や保育所などの市施設や鉄道各駅などにファクシミリや電話継送によって連絡をすることで、被害の未然防止に努めています。

また、東京都環境局では、都内を8地域に分けて、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合は、光化学スモッグ注意報等の情報を電子メールで配信しています。

詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

#### イ 発生情報提供の状況

令和4年度に東京都全体で注意報が発令された日数は7日であるのに対し、府中市を含む多摩中部地域では3日で、多摩中部地域での学校情報提供日数は8日でした。

発令基準	学校情報:オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき 予報:注意報以上の状態が予想されるとき 注意報:オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき 警報:オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき
------	--

#### (ア) 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
都内	14	5	6	9	7	6	6	7
多摩中部	8	3	1	4	5	1	2	3

#### (イ) 光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
都内	25	15	17	22	16	17	16	17
多摩中部	19	8	9	16	8	7	10	8

#### (ウ) オキシダント濃度0.12ppm以上の延べ時間数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
都内	446	80	159	209	197	129	115	253
府中市	15	2	3	7	1	0	4	7

#### (エ) 光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
都内	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩中部	0	0	0	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0

平成10年度から府中市は多摩西部地区から多摩中部地区に変更となりました。

東京都内を区東部、区北部、区西部、区南部、多摩北部、多摩中部、多摩西部、多摩南部の8地域に分け、光化学スモッグ等大気汚染情報が提供されています。

府中市内への緊急時の発令・解除は、立川市、府中市、小金井市、調布市、狛江市の基準測定点5か所の測定結果に基づき、府中市を含む多摩中部地域に行われます。

#### (4) 酸性雨の監視

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています。(純水は中性pH7.0)

そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。令和4年度の測定結果は、年間降水量が1,363.5mm、平均pH5.5で依然として酸性雨が観測されています。

#### 用語説明

##### pH (potential Hydrogen ピーエッチ)

水素イオン濃度を表す指数です。水素イオン濃度の逆数の対数で示されるため、水素イオン濃度が高い(=酸性が強い)程、値は小さくなります。

令和4年度酸性雨自動測定機による調査結果

	pH	降水量 (mm)	電気伝導度 ( $\mu\text{s}/\text{cm}$ )	回数
4月	5.1	192	6.92	9
5月	5.2	103.5	2.30	9
6月	5.2	109.5	3.14	9
7月	5.8	135.5	1.09	8
8月	5.1	175	7.86	13
9月	5.2	283	5.45	12
10月	5.3	103.5	1.05	8
11月	5.9	67	0.42	4
12月	5.7	48	0.14	5
1月	6.7	9	0.04	3
2月	5.9	25.5	0.18	3
3月	5.2	112	2.96	6

酸性雨自動測定機調査結果の推移

	年平均 pH	年間降水量 (mm)
平成23年度	4.7	1,234
平成24年度	4.9	1,218
平成25年度	4.9	1,059
平成26年度	4.9	1,047
平成27年度	4.8	1,057
平成28年度	5.1	877
平成29年度	5.0	1,543
平成30年度	5.0	1,144
令和元年度	4.8	1,805
令和2年度	5.2	1,356
令和3年度	5.3	1,331
令和4年度	5.5	1363.5

## (5) 酸性雨の成分分析調査

水のpHは、溶けている物質のバランスで決まるため、雨に窒素酸化物などの酸性物質が多く溶けていても、それらを中和する作用をもつ土壌成分などが多く溶けていると酸性にならない場合があります。そこで、酸性雨調査では、pHだけではなく、雨に溶けている汚染物質の内容を調べる必要があります。雨が酸性でなくても、汚染物質を多く含んでいれば、土壌などへ与える影響は大きくなります。市では、東京農工大学と共同で、自動測定機で採取した雨水の成分分析調査を行っています。

## (6) アスベストの現状

### ア アスベストとは

漢字で「石綿」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する鉱物繊維です。丈夫で、熱に強く、多くの薬品に溶けません。また、繊維が絡み合う綿状になるので、保温性に優れ、電氣的絶縁性に優れています。安価であったため、大量に使われていました。

### イ 使用の経緯

1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは、建材として建築物に使用され、その他、化学プラント設備用のシール材、摩耗材等の工業用品等に使用されてきました。

### ウ 病気の原因と判明、使用禁止に

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、軽いため飛散しやすく、空中に飛散した繊維を吸いこむと、丈夫である特徴が裏目に出て、肺の中に留まり続け、20年から40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫という病気を引き起こす可能性が高いと判明しました。そのため、現在、使用等は全面禁止となっています。

### エ 解体・改修工事では、届出を

今後アスベスト製品を使用した建築物の解体等が増加すると見込まれます。新たな被爆者の発生をなくすため、吹き付けアスベストやアスベスト保温材を使用している建築物を解体するときや改修するときは、飛散を防止するための措置とともに届出も必要となります。

なお、大気汚染防止法等では、令和2年度に大幅な改正が行われ、アスベストの種類に応じた作業基準の設定や、直接罰の適用などこれまで以上に厳格に管理が行われます。

また、解体等を行う前に行う事前調査は、令和5年10月から調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととなっています。

## 2 土壌・地下水汚染

### (1) 土壌汚染調査

廃棄物の投棄や、工場・事業場での化学物質の漏れなどにより、土壌汚染が発生します。地下水は土壌中を流れているため、土壌汚染は地下水の汚染をひきおこします。したがって、地下水汚染を改善するためには、化学物質の管理を徹底するほか、土壌汚染対策に取り組む必要があります。このような状況から、平成13年に東京都環境確保条例が改正され、平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。平成13年10月から施行された東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策では、有害物質取扱事業者と土地改変者に、土壌汚染の調査や対策が義務付けられました。

#### 人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な土壌・地下水汚染物質について

##### トリクロロエチレン(C<sub>2</sub>HCl<sub>3</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エチレン(C<sub>2</sub>H<sub>4</sub>)の水素(H)原子3個が塩素(Cl)に置き換わったものです。洗浄剤として工業的に広く使われていました。しかし発癌性が指摘されたため、他の洗浄剤への切り替えが進んでいます。

##### テトラクロロエチレン(C<sub>2</sub>Cl<sub>4</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エチレンの水素原子4個が塩素に置き換わったものです。トリクロロエチレンの代替洗浄剤として工業的に広く使われています。

##### 1,1,1-トリクロロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>3</sub>Cl<sub>3</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エタン(C<sub>2</sub>H<sub>6</sub>)の水素原子3個が塩素に置き換わったものです。「1,1,1」とは分子中の2個の炭素(C)の内、片方の炭素にのみ塩素3個が結合していることを表し、それにより弱い電氣的極性(親水性)を持ちます。フロンと同様にオゾン層を破壊する物質と判明してからは、生産や使用ができなくなっています。

これらの汚染物質はいずれも揮発性を持ち、土壌に吸着されにくいため広く拡散する性質があります。拡散範囲に地下水があると、地下水も汚染することになります。

### (2) 地下水汚染調査

昭和57年に市北西部にある水道水源井から高濃度のトリクロロエチレンが検出されました。その後、国内の各地で様々な汚染物質が地下水から検出され、全国的な問題となりました。

#### ア 井戸水質調査

平成4年度から、地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。調査項目は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物3項目で、令和4年度の調査結果では、環境基準値より高い値の地点はありませんでした。

各種汚染物質の調査地点数、その内の環境基準を超過している地点数、最大測定値の年次推移  
トリクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/ ) (NDは検出下限値未満)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調査地点数	12	12	12	12	10	9	10	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ )	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND
町名	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	若松町	若松町	若松町	若松町	

平成26年11月17日に環境基準値が0.03mg/ から0.01mg/ に改定。

テトラクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/ )

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調査地点数	12	12	12	12	10	9	10	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ )	0.0044	0.0046	0.0055	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044	0.0033
町名	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	四谷

1,1,1-トリクロロエタン(環境基準値:1mg/ )

(NDは検出下限値未満)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調査地点数	12	12	12	12	10	9	10	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ )	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
町名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査は、1地点につき平成5年度より年度内2回、平成16年度からは年度内1回実施しており、基準値を超過した地点を基準超過地点としてカウントすることとしています。

イ 旧武蔵台2号水源地下水水質調査

有機塩素系化合物による高濃度の汚染がみられた旧武蔵台2号水源から揚水し、地下水浄化装置によるばっ気処理で汚染物質を除去した後、浸透ますを通して地下へ還元しています。平成6年の揚水再開当初はトリクロロエチレンが15mg/ を超えて基準値の約50倍となっていました。その後徐々に濃度が低下し、平成12年度は平均0.07mg/ で基準値の約2.4倍に下がりました。しかし、平成13年度からトリクロロエチレンの濃度が急上昇し、平成14年度は2.2mg/ と基準値の約73倍となりました。令和4年度は平均で0.213mg/ (基準値\*の約21.3倍)となっていますが、依然として環境基準より高い状態となっています。(\*平成26年11月17日に改定)

旧武蔵台2号水源 地下水水質調査結果(令和4年度)

ばっ気処理前(原水)

単位:mg/ (NDは検出下限値未満)

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-シオキサソ		揚水量 (1日平均)	
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比		
4月 6日	0.169	17倍	0.0077	0.8倍	0.0014	0.00倍	ND		69 m <sup>3</sup>	
5月 11日	0.154	15倍	0.0109	1.1倍	0.0024	0.00倍	ND		71 m <sup>3</sup>	
6月 2日	0.170	17倍	0.0089	0.9倍	0.0022	0.00倍	ND		71 m <sup>3</sup>	
7月	ポンプ故障のため、欠測									
8月										
9月										
10月										
11月 10日	0.238	24倍	0.0104	1.0倍	0.0019	0.00倍	ND		64 m <sup>3</sup>	
12月 7日	0.254	25倍	0.0105	1.1倍	0.0017	0.00倍	ND		73 m <sup>3</sup>	
1月 12日	0.268	27倍	0.0122	1.2倍	0.0019	0.00倍	ND		72 m <sup>3</sup>	
2月 1日	0.279	28倍	0.0137	1.4倍	0.0022	0.00倍	ND		72 m <sup>3</sup>	
3月 1日	0.236	24倍	0.0107	1.1倍	0.0020	0.00倍	ND		41 m <sup>3</sup>	
平均	0.213	21倍	0.0103	1.0倍	0.0019	0.00倍	ND		44 m <sup>3</sup>	
環境基準	*0.01		0.01		1		0.05			
									年間揚水量	15,494.7 m <sup>3</sup>

\*平成26年11月17日にトリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/ から0.01mg/ に改定。

ばっ気処理後(処理水)

単位:mg/ (NDは検出下限値未満)

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン	
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比
4月 6日	ND		ND		ND		ND	
5月 11日	ND		ND		ND		ND	
6月 2日	ND		ND		ND		ND	
7月	ポンプ故障のため、欠測							
8月								
9月								
10月								
11月 10日	ND		ND		ND		ND	
12月 7日	ND		ND		ND		ND	
1月 11日	ND		ND		ND		ND	
2月 1日	ND		ND		ND		ND	
3月 1日	ND		ND		ND		ND	
<b>検出下限値</b>	<b>0.001</b>		<b>0.0002</b>		<b>0.0002</b>		<b>0.005</b>	

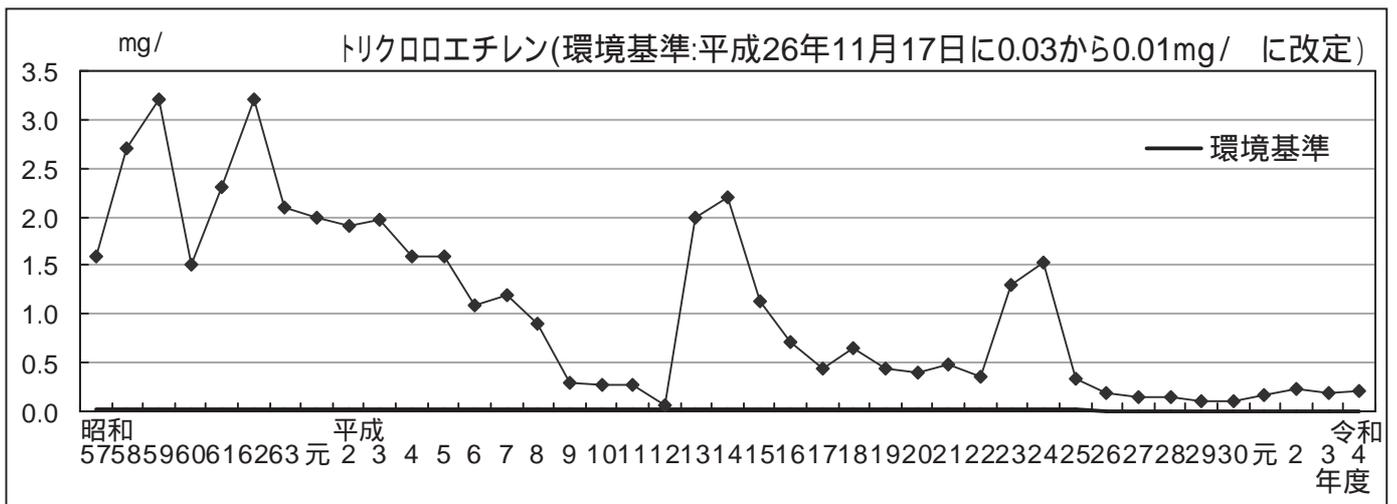
用語説明

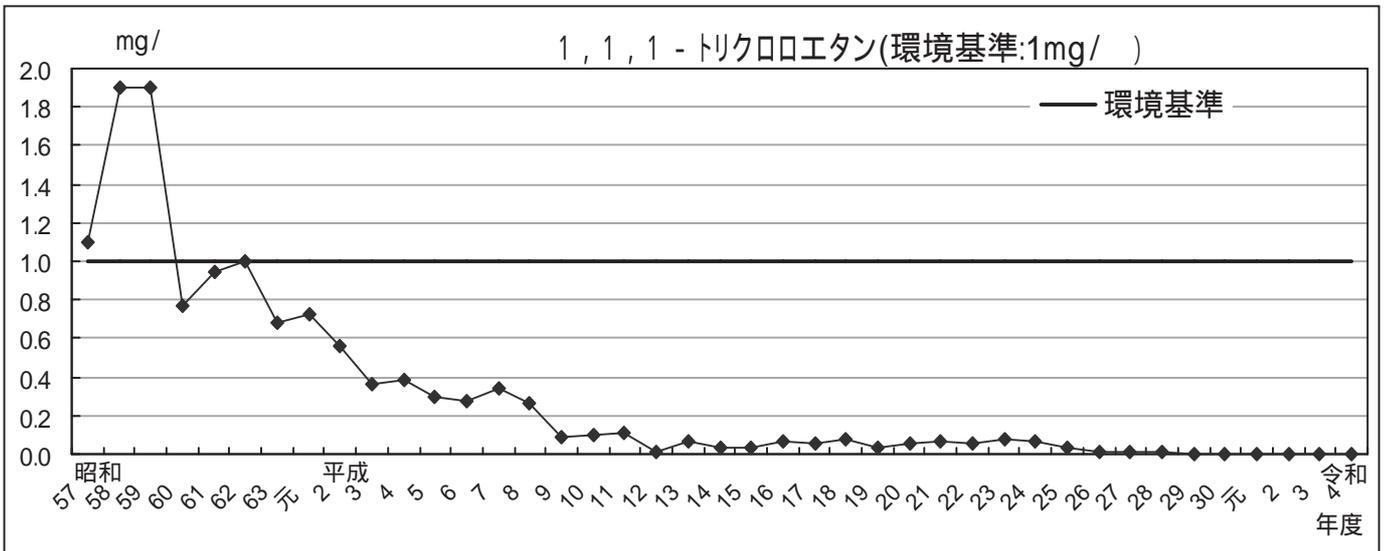
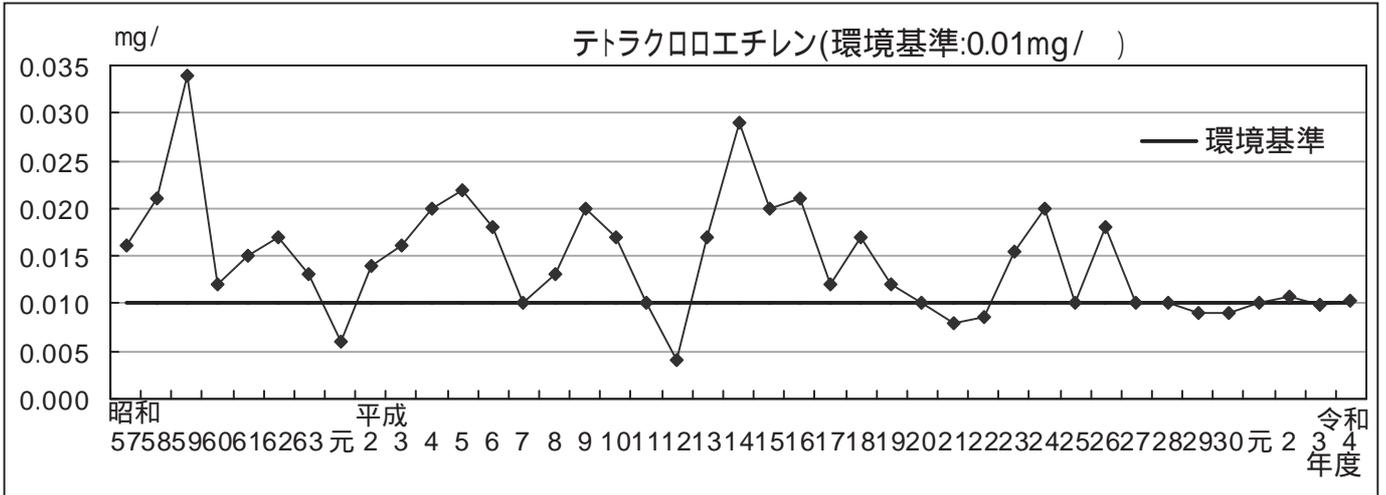
**ばっ気処理** 水に空気を送り込み揮発性の汚染物質を取り除く処理方法

排ガス調査(活性炭による吸着処理) 単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  (NDは検出下限値未満)

採取日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
	吸着前	吸着後	吸着前	吸着後
6月 2日	891	118	37	ND
10月 12日	ポンプ故障のため、欠測			
2月 1日	2200	470	56	ND
<b>検出下限値</b>	<b>50</b>		<b>20</b>	

各汚染物質の検出量の年次推移





府中市内地下水定期モニタリング調査結果 (参考 東京都環境局調査結果)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
モニタリング井戸数	3	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1
トリクロロエチレン (環境基準:平成26年 11月17日に0.03mg/ から0.01mg/ に改定)	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	0.054	0.033	0.016	0.011	0.013	0.010	0.010	0.011	0.009	0.007	0.005
テトラクロロエチレン (環境基準:0.0100mg/ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0030	0.0036	0.0037	0.0049	0.0036	0.0040	0.0050	0.0032	0.0028	0.0002 未満	0.0002
1,1,1-トリクロロエタン (環境基準:1.0000mg/ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0005	0.0003									

上段 : 基準超過数

下段 : 地区内最高検出濃度(mg/ )

井戸調査結果(トリクロロエチレン) 環境基準値 0.01mg/ (平成26年11月17日に0.03mg/ から0.01mg/ に改定)

単位: mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	
多磨町	ND	0.001	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白糸台	0.001	0.004	0.004	ND	0.005	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	
若松町1	0.001	0.003	0.004	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四谷	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
白糸台	0.003	0.005	0.007	ND	0.01	0.001	ND	0.001	0.001	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若松町	0.007	0.014	0.014	-	-	0.004	0.002	0.005	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
宮西町	0.001	0.002	0.003	ND	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.0023	0.0017	0.001	-	-	-	-	-	-
住吉町	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四谷	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.001mg/ )未満であったもの

## 井戸調査結果(テトラクロロエチレン)

環境基準値 0.01mg/

単位: mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	0.0008	0.0007	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	0.009	0.009	0.007	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078	0.0062	0.0044	0.0046	0.0055	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044	0.0003	0.0003		
	若松町1	0.0004	0.0003	ND	ND	ND	0.0003	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	ND	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0005	0.0005	0.0004	0.0004	
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	0.0004	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0002	0.0002	
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	0.001	0.0006	ND	ND	0.0012	0.0005	0.0005	ND	0.0006	0.0009	0.0003	0.0005	0.0004	0.0006	0.0005	-	-	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0033	0.0033	
	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	0.0007	0.0006	0.0006	0.0005	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	ND
	白糸台	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0004	0.0006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	0.0004	0.0007	0.003	-	-	0.0009	0.0003	0.0009	0.0004	0.0010	0.0002	0.0005	ND	0.0050	0.0037	0.0027	0.0024	0.0019	0.0016	0.0012	0.0010	0.0010	0.0010	
深井戸	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	矢崎町	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	0.0003	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-
	住吉町	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/ )未満であったもの

## 井戸調査結果(1,1,1-トリクロロエタン)

環境基準値 1mg/

単位: mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月		
浅井戸	多磨町	ND	0.0004	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	若松町1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	
	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	深井戸	若松町	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
日吉町		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
是政		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
矢崎町		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	
宮西町		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	
住吉町		ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四谷		ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日新町		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/ )未満であったもの

## 井戸調査結果(pH)

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	6.5	6.1	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	6.8	6.2	6.6	6.2	6.3	6.4	6.7	6.4	6.4	6.6	6.3	6.2	6.7	6.2	6.3	6.5	7.0	6.4	7.5	6.5	6.6	6.6		
	若松町1	6.4	6.1	6.4	6.2	6.1	6.1	6.5	6.2	6.5	6.4	6.1	6.0	6.2	6.0	6.0	5.9	6.5	6.2	6.6	6.2	6.5	6.5	6.5	
	若松町2	7.0	6.3	6.8	6.5	6.5	6.6	7.1	6.5	6.6	6.5	6.7	6.4	7.3	6.6	6.4	6.7	7.4	6.6	7.5	6.8	6.9	6.9	6.9	
	是政	7.1	6.4	6.7	6.6	6.6	6.7	7.0	6.6	6.6	6.7	6.8	6.5	7.0	7.0	6.7	6.4	7.2	6.8	7.2	6.8	6.8	6.8	6.8	
	南町	7.2	6.5	6.9	6.7	6.6	6.8	6.9	6.8	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	6.7	6.4	6.8	6.6	6.6	6.8	7.0	6.8	6.9	6.7	6.9	6.7	7.2	6.7	6.6	-	-	7.0	7.6	7.0	6.9	6.9	6.9	
	多磨町	7.7	7.5	7.1	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.6	7.6	7.8	7.9	7.7	7.7	7.4	7.5	7.3	7.2	7.6	7.6	6.8	7.7	7.7	
	白糸台	6.7	7.0	6.8	6.8	6.6	6.9	6.4	6.5	6.4	6.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	7.3	7.2	7.3	-	-	7.3	7.5	7.3	6.8	7.1	7.3	7.6	7.4	7.2	7.2	7.0	6.9	6.9	7.1	7.1	6.6	7.3	7.3	
日吉町	7.3	7.3	7.8	8.1	7.8	8.1	7.9	8.1	8.1	7.9	8.2	8.1	7.7	8.1	7.9	7.9	7.9	7.1	7.9	7.9	7.1	7.9	7.9		
是政	8.3	7.9	8.0	8.2	8.0	7.6	7.6	8.2	8.3	8.0	7.6	8.3	8.1	8.3	8.1	8.1	7.5	7.9	8.0	8.0	7.2	7.9	7.9		
矢崎町	6.9	6.7	6.8	6.9	6.7	6.7	6.9	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	7.2	8.0	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮西町	8.1	7.7	8.1	8.1	7.9	8.1	8.1	8.1	7.8	7.8	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1	-	-	-	-	-	-	-	-	
住吉町	7.6	7.5	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四谷	7.6	7.4	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日新町	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6	7.8	7.9	7.6	7.5	7.4	7.8	7.6	7.6	7.8	7.4	7.5	7.4	7.2	7.7	7.1	7.8	7.8	7.8		

## 井戸調査結果(電気伝導度)

単位：μS/cm

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度					
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月				
浅井戸	多磨町	202	212	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	白系台	306	306	259	244	284	307	257	250	254	225	274	278	320	292	266	247	260	263	267	267	294	294			
	若松町1	300	310	271	259	285	315	273	292	284	251	313	328	317	311	294	280	279	260	287	280	290	290			
	若松町2	209	239	207	184	198	216	195	189	182	175	202	202	224	214	217	225	228	235	249	249	221	216	216		
	是政	287	301	273	281	316	379	361	366	318	259	353	389	347	326	288	320	369	340	388	388	368	358	358		
	南町	289	336	277	242	365	421	351	354	327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四谷	321	314	306	298	343	373	331	360	315	267	378	379	377	361	367	-	-	321	425	425	395	41.1	41.1		
	多磨町	241	240	220	203	245	251	237	246	274	199	245	263	263	294	241	256	254	245	243	243	223	237	237		
	白系台	296	390	346	330	369	397	261	318	265	260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	若松町	295	301	325	-	-	269	211	220	219	153	257	234	270	351	325	326	329	328	347	347	338	334	334		
深井戸	日吉町	393	377	348	323	363	386	355	381	353	298	406	416	426	425	403	411	411	447	447	449	450	450	450		
	是政	314	321	293	324	383	430	430	331	313	261	354	360	365	366	348	332	352	331	358	358	347	347	347		
	矢崎町	332	301	294	270	312	350	338	349	298	273	352	378	362	363	305	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宮西町	425	424	356	423	403	419	365	390	358	308	380	406	414	399	345	363	-	-	-	-	-	-	-	-	
	住吉町	212	215	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	250	253	254	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日新町	342	350	301	266	292	307	290	306	269	265	299	318	324	321	355	325	306	288	309	307	307	305	305	305	

### 3 水質汚濁・地盤沈下

#### (1) 水質汚濁の現状

高度経済成長や都市化にともない、河川の自浄作用を上回る汚れが河川に流れこみ、水質汚濁が発生しました。その後、法や条例による排水の規制や下水道の普及により、汚濁のひどかった時期に比べ大きく改善しています。平成13年度から多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなりました。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染が問題になっています。

#### 用語説明

##### 水域類型 河川Bの環境基準値

pH:6.5以上8.5以下 BOD:3mg/以下 SS:25mg/以下  
DO:5mg/以上 大腸菌群数:5,000MPN/100m 以下  
水質の良い順にAA、A、B、C、Dとなっています。

##### BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)

水中の微生物が有機物(汚れ)を分解するときに使う水中の酸素量です。有機物が多いほど必要な酸素も多くなりますから、この値が大きいほど汚れていることとなります。

##### SS (Suspended Solids 浮遊物質)

水中に分散している粒径2mm以下の不溶解性物質(水に溶けない物質)の量です。にごりとして観察されるものです。

##### DO (Dissolved Oxygen 溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。有機物の分解で消費されていない量となり、この値が小さいほど汚れていることとなります。

##### 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことで、採取した水を培養して、菌群の発生状態から、統計的に菌群のMPN (Most Probable Number 最確数、その水にいる菌群の数の推定値)を算出したものです。通常、単位はMPN/100m (採取した水100m 中のMPN)で表します。なお、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

#### (2) 多摩川と用・排水路の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。また雨の直後にもBOD等が著しく高くなることがあります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

令和4年度 多摩川及び用・排水路定期水質調査結果

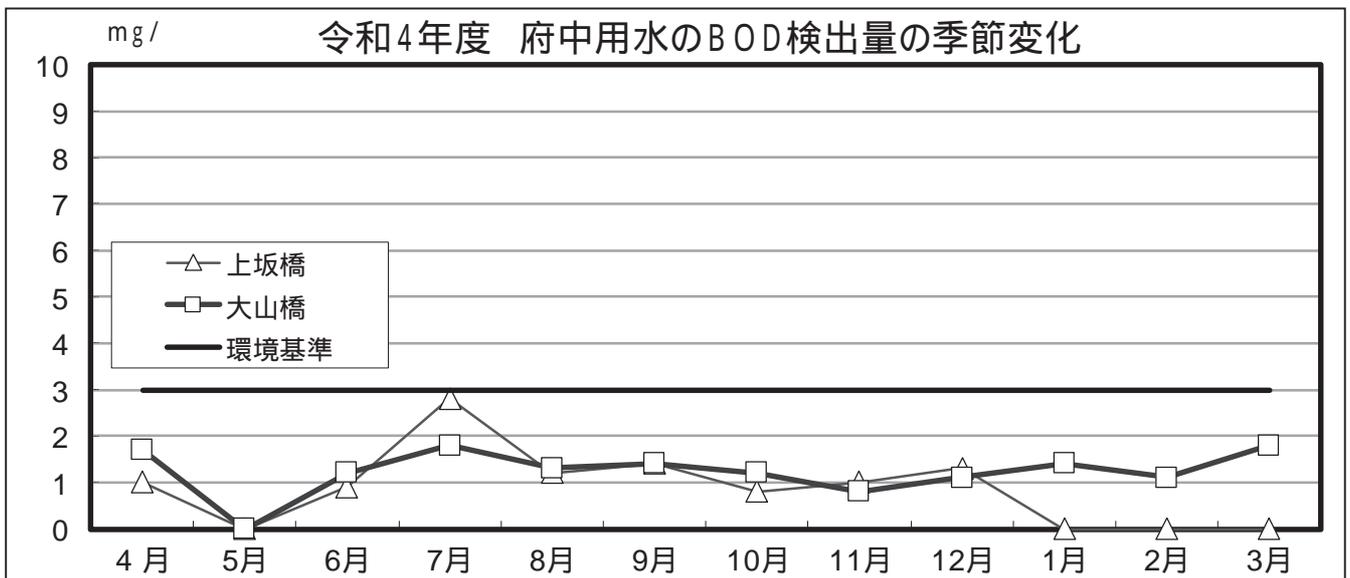
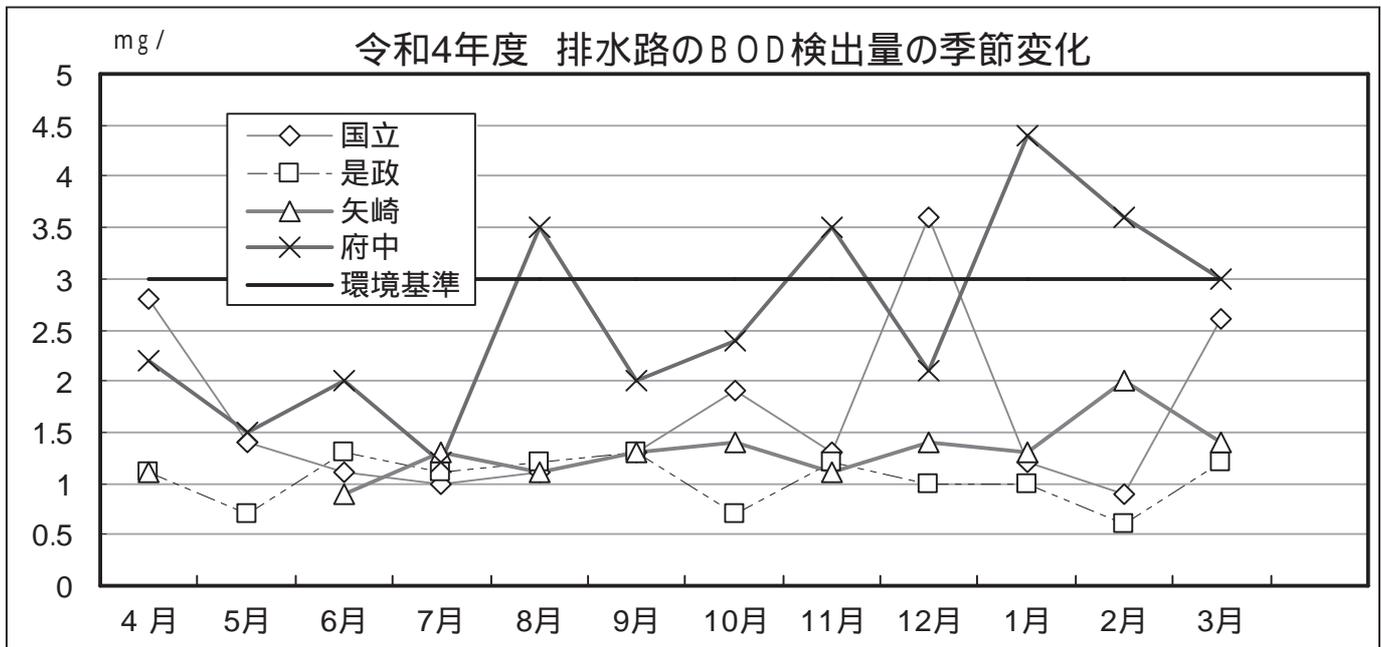
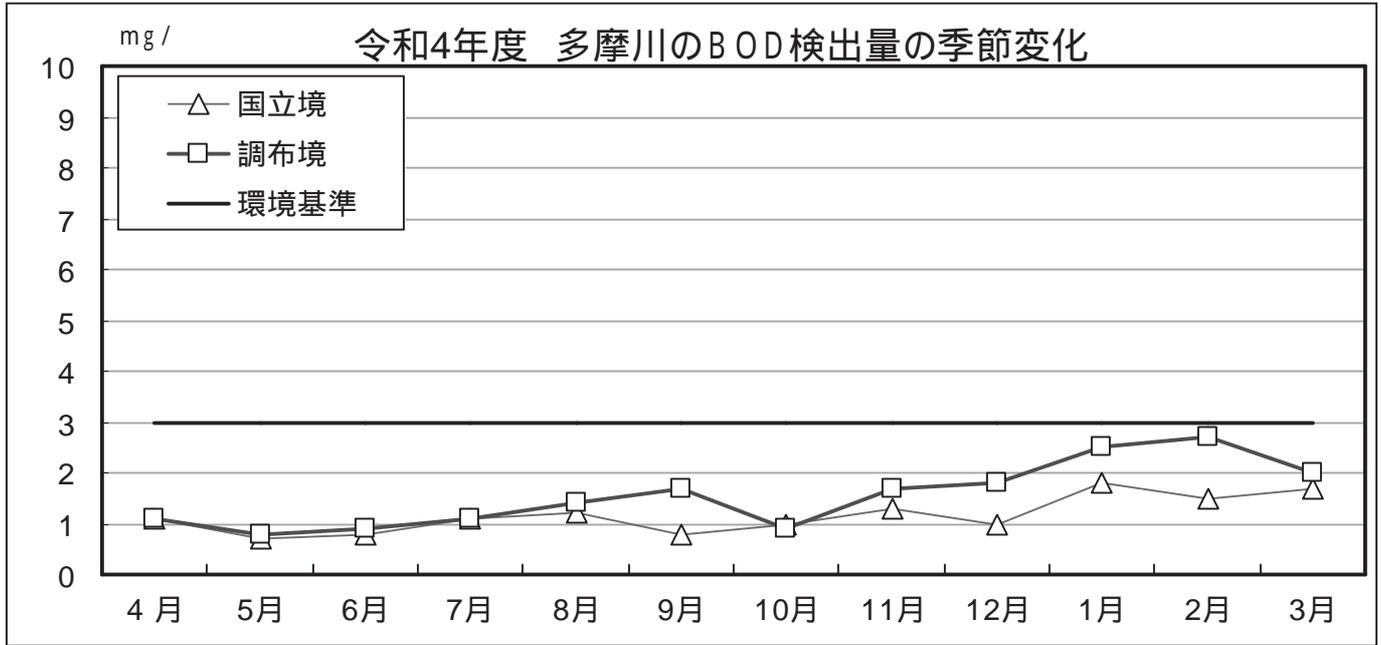
採水地点	採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
		4/6	5/11	6/2	7/11	8/3	9/7	10/12	11/10	12/7	1/12	2/1	3/1		
	天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴曇	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ		
多摩川	国立境	水温	14.5	22.1	23.0	28.8	29.7	26.5	18.1	17.8	16.3	11.4	11.3	14.3	19.5
		pH	7.6	8.5	7.5	8.4	8.7	7.7	7.9	7.9	7.4	8.2	7.5	8.0	7.9
		BOD	1.1	0.7	0.8	1.1	1.2	0.8	1.0	1.3	1.0	1.8	1.5	1.7	1.2
		SS	7	4	2	4	5	2	4	1	6	1	3	2	3
		DO	10.1	11.3	9.9	9.6	11.2	6.1	9.3	10.2	7.1	11.9	9.1	13.7	10.0
	大腸菌数	380	78	240	210	110	340	230	150	300	130	61	38	200	
	調布境	水温	17.2	23.0	26.5	28.5	30.5	27.0	19.9	21.3	17.7	14.9	13.9	17.6	21.5
		pH	6.9	7.5	7.3	8.1	8.5	7.7	7.8	7.8	7.2	8.1	7.8	7.7	7.7
		BOD	1.1	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	0.9	1.7	1.8	2.5	2.7	2.0	1.6
		SS	4	5	2	4	4	4	2	2	2	4	7	2	4
DO		9.6	11.6	8.9	10.2	11.1	7.4	8.6	9.8	8.8	11.6	10.6	7.3	9.6	
大腸菌数	1,200	2,000	2,400	4,000	4,000	6,100	2,200	4,700	2,800	1,600	1,500	2,100	2,900		
排水路	国立	水温	17.6	22.5	23.5	25.9	26.9	27.1	23.0	22	18.2	16.4	15.2	18.1	21.4
		pH	7.0	7.5	6.9	7.7	7.9	7.4	7.6	7.6	6.9	8	7.3	7.4	7.4
		BOD	2.8	1.4	1.1	1.0	1.1	1.3	1.9	1.3	3.6	1.2	0.9	2.6	1.7
		SS	4	2	<1	ND	ND	ND	2	ND	3	1	1	2	2
	是政	水温	16.4	19.3	22.0	26.4	28.0	25.6	18.8	16.8	13.3	15	15.6	17.2	19.5
		pH	7.1	7.5	7.8	8.2	8.1	7.8	8.1	8.0	7.5	8.4	8.6	8.2	7.9
		BOD	1.1	0.7	1.3	1.1	1.2	1.3	0.7	1.2	1	1	0.6	1.2	1.0
		SS	2	9	12	11	16	12	5	4	2	<1	1	ND	7
	矢崎	水温	22.5	24.4	27.5	29.5	33.3	28.7	22.1	23.4	21.3	17.2	16	20.7	23.9
		pH	7.9	8.9	8.4	8.6	8.9	8.5	8.4	8.4	8.3	8.7	8.7	8.3	8.5
		BOD	1.1	ND	0.9	1.3	1.1	1.3	1.4	1.1	1.4	1.3	2	1.4	1.3
		SS	ND	<1	2	5	5	2	1	1	1	2	3	ND	2
	府中	水温	19.4	22.8	24.6	26.2	28.5	27.0	23.4	23.4	20	19.2	18.5	19.4	22.7
		pH	6.6	7.2	7.0	7.5	7.7	7.6	7.5	7.8	7.2	7.8	7.6	7.3	7.4
		BOD	2.2	1.5	2.0	1.2	3.5	2.0	2.4	3.5	2.1	4.4	3.6	3	2.6
		SS	3	1	1	1	3	2	1	1	1	4	2	1	2
府中用水	上坂橋	水温	19.4	17.9	19.5	27.0	26.2	26.7	18.3	14.1	10.2	*	*	*	19.9
		pH	7.0	7.5	7.5	8.2	8.4	8.0	8.2	7.9	7.6	*	*	*	7.8
		BOD	1.0	ND	0.9	2.8	1.2	1.4	0.8	1.0	1.3	*	*	*	1.3
		SS	ND	1	3	130	16	9	4	2	<1	*	*	*	24
	大山橋	水温	17.1	22.2	21.7	28.0	28.9	25.8	18.9	16.8	13.4	7.8	7.5	11.9	18.3
		pH	8.0	8.8	7.5	8.5	8.5	8.0	8.2	8.2	7.9	8.6	7.5	8.1	8.2
		BOD	1.7	ND	1.2	1.8	1.3	1.4	1.2	0.8	1.1	1.4	1.1	1.8	1.3
		SS	13	3	5	17	16	11	12	4	2	<1	ND	2	8.5

\* 水が無く採水できず

単位 水温: BOD、SS、DO:mg/ 大腸菌数:MPN/100m

検出限界値 pH: 0.1、BOD: 0.5mg/、SS: 1mg/、DO: 0.5mg/、

大腸菌群数:10MPN/100m、ND: 検出限界値未満



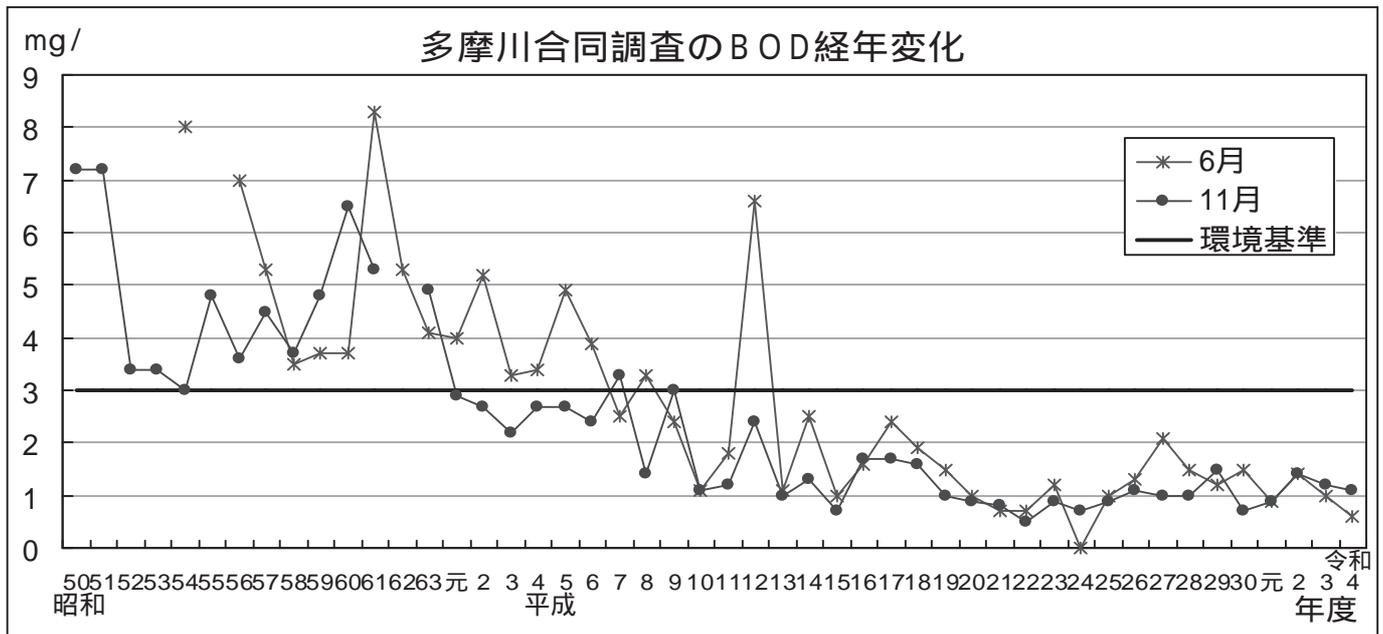
### (3) 多摩川及び関連河川水質合同調査

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、大腸菌群数を除く環境基準項目および有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年代は高い値を示していましたが、徐々に改善していることが結果からわかっています。

#### 多摩川水系水質監視連絡協議会を構成する区市(2区17市)

大田区・世田谷区・八王子市・立川市・三鷹市・青梅市・昭島市・調布市・小金井市・日野市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・府中市



#### 多摩川及び関連河川水質合同調査結果(採水位置:多摩川稲城大橋上流)

年度	30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
採水日	6月14日	11月1日	6月6日	11月7日	6月11日	11月5日	6月3日	11月4日	6月2日	11月10日
流量	13.0	9.7	8.6	欠測	欠測	欠測	欠測	11.79	14.9	13.1
気温	25.0	21.1	33.6	21.0	31.0	19.0	25.5	21.0	26.8	20.5
水温	23.1	18.8	25.9	17.7	27.2	21	24.3	19.5	25.7	18.9
外観	微黄色	無色	微黄色	微黄灰濁色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	無色
臭気	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭
透視度	50以上	50以上	50以上	48	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
pH	7.6	7.8	7.7	8.3	7.8	8.1	8.7	8.4	8.6	8.0
DO	8.4	9.8	11.2	9.1	8.1	11.7	11.0	11.9	9.6	10.9
BOD	1.5	0.7	0.9	0.9	1.4	1.4	1.0	1.2	0.6	1.1
COD	4.4	3.3	4.2	2.7	2.0	3.0	4.5	3.5	2.3	3.9
SS	4	1	3	6	1	<1	4	2	2	1
アンモニア性窒素	0.15	0.03	0.06	0.09	0.07	ND	0.03	0.01	0.04	0.06

年度	30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	6月14日	11月1日	6月6日	11月7日	6月11日	11月5日	6月3日	11月4日	6月2日	11月10日
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.61	4.68	4.25	3.21	3.32	3.65	4.05	4.32	3.50	4.48
全窒素	3.94	4.83	4.45	3.15	3.56	3.49	4.10	5.48	3.70	5.7
りん酸性りん	0.400	0.760	0.340	0.340	0.460	0.54	0.290	0.30	0.20	0.25
全りん	0.41	0.770	0.34	0.340	0.47	0.54	0.35	0.30	0.20	0.30
M B A S	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリス-1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ひ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ふっ素	ND	0.071	0.06	0.060	0.04	ND	0.1	0.05	ND	0.03
ほう素	ND	ND	0.03	0.02	ND	ND	ND	0.03	0.02	ND
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全亜鉛	ND	ND	ND	<0.02	ND	ND	0.011	ND	ND	ND
大腸菌(群)数 <sub>1</sub>	280,000	22,000	49,000	33,000	11,000	4,000	22,000	24,000	500	760

単位 流量: m<sup>3</sup>/S 気温・水温: 透明度: cm 大腸菌群数: MPN/100m その他: mg/

1 大腸菌群数が調査基準から削除されたため、令和4年度から大腸菌数のみを調査対象とする。

#### (4) 湧水調査

市内には、府中崖線を中心に3か所(西府町・瀧・浅間神社)の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれています。しかし、都市化による建物・舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇が起きています。市内の湧水でも同じ状況にあります。湧水の保全や復活のためには、地下水をかん養するために緑被率を上げる取組と、雨水の地下浸透の促進が必要です。西府町・瀧湧水の水質調査結果では、大腸菌が検出されるなど、都内の他の湧水と同じ傾向が見られます。

令和4年度 湧水調査結果

(NDは検出下限値未満)

測定地点名	西府町湧水	
採水日	8月3日	2月1日
天候	晴	晴
水温	18.4	16.8
流量 m <sup>3</sup> /h	0.30	0.140
pH	7.4	7.7
COD	ND	ND
SS	4.00	ND
全りん	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND
塩化物イオンI	5.0	5.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.25	4.60
大腸菌数	ND	ND

単位 湧出量:m<sup>3</sup>/h 気温・水温: 大腸菌数:MPN/100m その他:mg/

(NDは検出下限値未満)

測定地点名	瀧湧水											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水日	4月6日	5月11日	6月2日	7月11日	8月3日	9月7日	10月12日	11月10日	12月7日	1月12日	2月1日	3月1日
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴曇	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	湧水のため 欠測	
水温	18.8	19.1	18.8	19.4	18.9	19.2	19.0	18.9	18.9	18.1		
湧出量	0.43	0.40	0.37	0.25	0.61	0.40	0.44	0.15	1.68	0.10		
pH	6.7	7.1	7.2	7.7	7.2	7.5	7.4	7.2	7.3	7.9		
COD	0.9	1.5	0.5	0.7	ND	ND	ND	0.9	1.2	1.0		
SS	ND	2	2	1	ND	ND	1.0	<1	<1	<1		
全りん	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03		
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
塩化物イオン	11	10	10	10	8	9	10	10	10	9		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.95	7.43	7.60	8	5.92	7.60	7.51	7.65	7.44	8.02		
大腸菌数	16	14	30	55	23	16	30	40	6	<1		

単位 湧出量:m<sup>3</sup>/h 気温・水温: 大腸菌数:MPN/100m その他:mg/

\*「瀧湧水復活事業」

市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はげ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置100基を目標に事業を平成20年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に8か所、浸透トレンチを28m設置、住宅地に101か所設置しました。今後も月1回の水質調査を引き続き実施していきます。

(5) 地下水汲上げによる影響と対策

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大いいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨が浸みこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

雨水浸透施設設置状況

	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
雨水浸透ます	基数	109	0	8	8	0	1	0	7	9	3	4	7	0	2	3
	件数	66	0	3	3	0	1	0	2	3	2	2	4	0	1	1
雨水浸透トレンチ	長さ(m)	28														
	件数	2														

「府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱」は平成17年11月9日付で廃止し以降は、同日施行の「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」に基づく申請です。

\*平成20年度の件数は、清水が丘のお瀧湧水復活事業によるもので、補助対象ではありません。

揚水量調査状況

環境確保条例に基づき、揚水機の出力が300ワット以下の一戸建住宅の家事専用の揚水施設を除く、動力を用いる揚水施設等の設置者は、井戸ごとに水量測定器を設置し地下水の揚水量を測定して、市に報告することが義務づけられています(平成28年7月1日からは、一部を除き、出力300ワット以下の揚水施設も対象となりました)。

年 度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
設 置 箇 所 数	77	83	88	100	100	
井 戸 本 数	129	135	139	152	154	
内 訳	揚水量(t/年)	13,110,363	11,722,359	10,977,052	10,471,469	9,739,927
	工場	682,432	605,308	667,747	570,476	577,695
	留保工場	1,863,406	1,798,300	1,913,722	1,693,684	1,750,977
	指定作業場	3,803,331	4,637,760	4,051,902	4,713,586	4,181,894
	その他	6,761,194	3,935,684	5,088,988	3,493,723	3,229,361

## 4 騒音・振動

### (1) 騒音・振動の現状

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深いため、苦情の受付件数も多い割合となっています。市では、法律や条例を根拠として監視調査や指導を行っています。

自動車騒音・振動については、平成24年度から騒音規制法に基づく常時監視が義務付けられたことから幹線道路について調査を実施しています。この調査では、自動車騒音の影響を受ける道路境界から上下50mの範囲にある住居について、環境基準との比較をしています。また、市では従前から実施している市内主要道路の沿道調査を引き続き行っています。それらの結果は、国や都に報告しています。調査地点は、甲州街道(国道20号線)など、自動車交通量の多い主要幹線道路を中心に比較的交通量の多い市道も含め調査しています。騒音については、騒音規制法に基づく要請限度を上回った地点がありました。振動については、振動規制法に基づく要請限度を、全ての測定地点で達成しています。なお、振動については、環境基準は定まっておりません。鉄道騒音では、都内6市及び埼玉県内7市の沿線各自治体と武蔵野線公害対策連絡協議会を組織して、騒音・振動防止対策などについて、JRに対し要望書を提出しています。

#### 用語説明

##### 環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

##### 要請限度

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めたもの。

### 騒音と振動の大きさの目安 単位:dB(デシベル)

#### 騒音

120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内・ピアノの音
70	掃除機・騒々しい街頭
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所・エアコン室外機
40	深夜の街・小鳥のさえずり・静かな住宅地
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・蛍光灯

(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

振動

振動レベル (換算値)	屋内の状況	屋外の状況
55 dB以下	無感	無感
55 ~ 65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。	無感
65 ~ 75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
75 ~ 85	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
85 ~ 95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
95 ~ 105	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強のないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強のないブロック塀の多くが崩れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。
105 ~ 110	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒。戸が外れ飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
110以上	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

(屋内外の状況は「気象庁震度階級関連解説表」による)

(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

ア 騒音規制法に基づく常時監視調査

各路線調査場所の騒音測定結果及び同路線の自動車騒音面的評価(環境基準対比)

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価対象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
中央自動車道 富士吉田線 (中央道)	是政 2-19	2	-			2	調布境～ 日新町	6.4	2,835	2,791	17	0	27
		3	-			3	5-39-7	6.4	2,919	2,876	15	0	28
		4	-			4		6.4	2,914	2876	10	0	28
	日新町 4-26	2				2	日新町 5-39-7	0.2	41	41	0	0	0
		3				3	～国立境	0.2	41	41	0	0	0
		4				4		0.2	41	41	0	0	0
一般国道20号 (甲州街道)	白糸台 1-37- 5	2	68	64	34,266	2	調布境～ 府中街道	4.4	4,450	4,436	14	0	0
		3	67	65	31,794	3		4.4	4,483	4,431	52	0	0
		4	67	63	34,218	4		4.4	4,483	4,479	1	0	4
	美好町 1-18- 1	2	72	69	29,958	2	府中街道 ～国立境	2.3	2,485	2,000	254	0	231
		3	73	70	29,916	3		2.3	2,487	1,941	193	0	353
		4	72	70	31,002	4		2.3	2,487	1,941	231	0	546
府中清瀬線(小 金井街道)	天神町 2-23	2				2	旧甲州街道八幡宿 交差点～ 小金井境	2.4	1,856	1853	1	0	2
		3				3		2.4	2,052	2045	6	0	1
		4				4		2.4	2,052	2,050	1	0	1
小川山 府中線 (国分寺 街道)	栄町 1-3-3	2				2	国分寺境 ～けやき 並木北交 差点	1.8	1,185	1,184	0	0	1
		3				3		1.8	1,199	1,199	0	0	0
		4				4		1.8	1,199	1,199	0	0	0

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
府中 小平 線	浅間町 4-22	2				2	是政交番 前交差点 ～若松町 2交差点	1.0	700	700 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3				3		1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		4	64	60		4		1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	是政 1-13-1 0	2	-	-	-	2		2.0	1,365	1,359 99.6	3 0.2	0 0.0	3 0.2
		3				3		2.0	1,370	1,362 99.3	5 0.4	0 0.0	3 0.3
		4				4		2.0	1,373	1,363 99.2	10 0.8	0 0.0	0 0.0
川崎 府中 線(府 中街 道)	是政 2-16-9 5	2				2	多摩川下り 方向北側 境～旧甲 州街道府 中市役所 前交差点	2.4	364	342 94.0	15 4.1	0 0.0	7 1.9
		3	65	61	9,168	3		2.4	481	469 97.5	4 0.8	0 0.0	8 1.7
		4				4		2.4	481	469 97.5	4 0.8	0 0.0	8 1.7
	是政 3-35-1 0	2	-	-	-	2		2.1	1,424	1,374 96.5	50 3.5	0 0.0	0 0.0
		3				3		2.1	1,436	1,386 96.5	50 3.5	0 0.0	0 0.0
		4	66	66	14,118	4		1.8	1,396	1,358 97.3	0 0.0	0 0.0	38 2.7
府中 三鷹 線(人 見街 道)	紅葉丘 1-39-1	2				2	国道20号 若松町2 交差点～ 人見街道 調布境	2.7	1,888	1,888 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3				3		2.7	1,888	1,888 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		4	64	59	4,740	4		2.7	1,896	1,896 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 三鷹 線	若松町 4-46-8	2				2	新小金井 街道、人 見街道交 差部～浅 間山通り 若松町4北 交差点	0.8	382	381 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		3				3		0.8	382	381 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		4	63	58	5,088	4		0.8	249	248 99.6	1 0.04	0 0.0	1 0.04
所沢 府中 線(新 府中 街道)	西原町 2-25	2				2	新府中街 道西原町 1交差点 ～国道20 号本宿交 番前交差 点	1.4	429	416 97.0	8 1.9	0 0.0	5 1.2
		3				3		1.4	429	414 96.5	9 2.1	0 0.0	6 1.4
		4				4		1.4	429	414 96.5	10 2.1	0 0.0	5 1.4

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
所沢 府中 線(新 府中 街道)	北山町 2-5-8	2	62	58	22,566	2	立川国分 寺府中メ ディカルプ ラザ入口 交差点～ 西原町1 交差点	0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
		3				3		0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
		4				4		0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
所沢 府中 線(府 中街 道)	寿町 2-25	2	62	59	14,478	2	府中街道 栄町3丁 目市境～ 旧甲州街 道府中市 役所交差 点	2.2	2,188	2,151 98.3	23 1.1	0 0.0	14 0.6
		3				3		2.2	2,188	2,144 98.0	23 1.1	0 0.0	21 1.0
		4				4		2.2	2,188	2,152 98.35	22 1.00	0 0.0	14 0.63
府中 町田 線(鎌 倉街 道)	分梅町 5-10- 1	2				2	府中街道 府中本町 駅入口～ 新府中街 道中河原 駅北交差 点	2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
		3				3		2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
		4				4		2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
府中 町田 線(新 府中 街道・ 鎌倉 街道)	分梅町 3-51- 2	2				2	国道20号 本宿交番 前交差点 ～鎌倉街 道関戸橋 北交差点 市境	1.4	666	646 97.0	3 0.5	0 0.0	17 2.6
		3				3		1.4	666	646 97.0	2 0.3	0 0.0	18 2.7
		4				4		1.4	666	646 97.0	3 0.3	0 0.0	17 2.7
府中 町田 線	住吉町 5-3-9	2				2	鎌倉街道 中河原駅 北交差点 ～多摩川 通り関戸 橋北交差 点	0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
		3				3		0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
		4				4		0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
新宿 国立 線(東 八道 路)	栄町 3-29	2	67	64	30,408	2	新府中街 道西原町 1交差点 ～調布境 (小金井市 地域を除 く)	3.9	2,509	2,106 83.9	283 11.3	0 0.0	120 4.8
		3	-	-	-	3		3.9	2,509	2,106 83.9	283 11.3	0 0.0	120 4.8
		4				4		3.9	2,509	2,107 84.0	283 11.3	0 0.0	119 4.7

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以 下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)
府中 相模 原線 (野猿 街道)	四谷 4-12	2	64	60	17,640	2	野猿街道 四谷橋高 架下～府 中西高校 前交差点	1.6	411	411 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3	-	-	-	3		1.6	411	411 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		4				4		1.6	410	410 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 相模 原線	四谷 6-21	2	63	58	14,208	2	野猿街道 四谷体育 館東～国 立境	1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3				3		1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		4				4		1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 調布 線	若松 町 1-32- 2	2				2	旧甲州街 道	5.9	6850	6,818 99.5	17 0.2	0 0.0	15 0.2
		3	64	60	6,678	3		5.9	6850	6,818 99.5	17 0.2	0 0.0	15 0.2
		4				4		5.9	6841	6804 99.4	27 0.39	0 0.0	10 0.14
立川 国分 寺線	武蔵 台 3-4-2 1	2				2	多喜窪通 り	0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		3	64	58	12,924	3		0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		4				4		0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6

\* 評価対象住居等戸数が年度により異なるのは、対象となる道路の交差点を年度ごとに再評価しているため差が生じています。

\* 面的評価の戸数において、割合は四捨五入により合計が100.0にならない場合があります。

\* 府中小平線の評価対象住居戸数については、平成25年度以降新規開通部が含まれています。

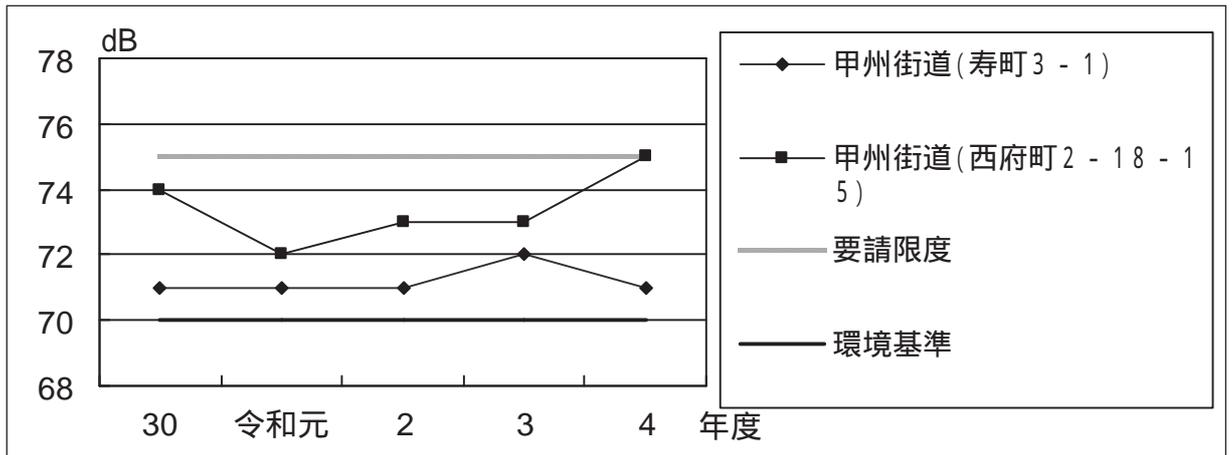
イ 騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度調査

(ア) 道路環境調査結果(騒音 単位:dB)

表中 - は実施なし

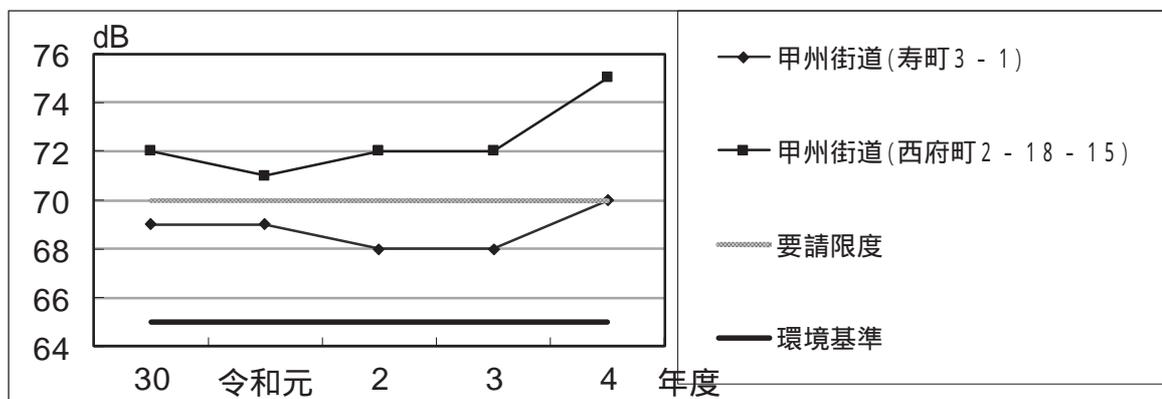
a 国道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甲州街道(寿町3 - 1)	71	71	71	72	71
甲州街道(西府町2 - 18 - 15)	74	72	73	73	75



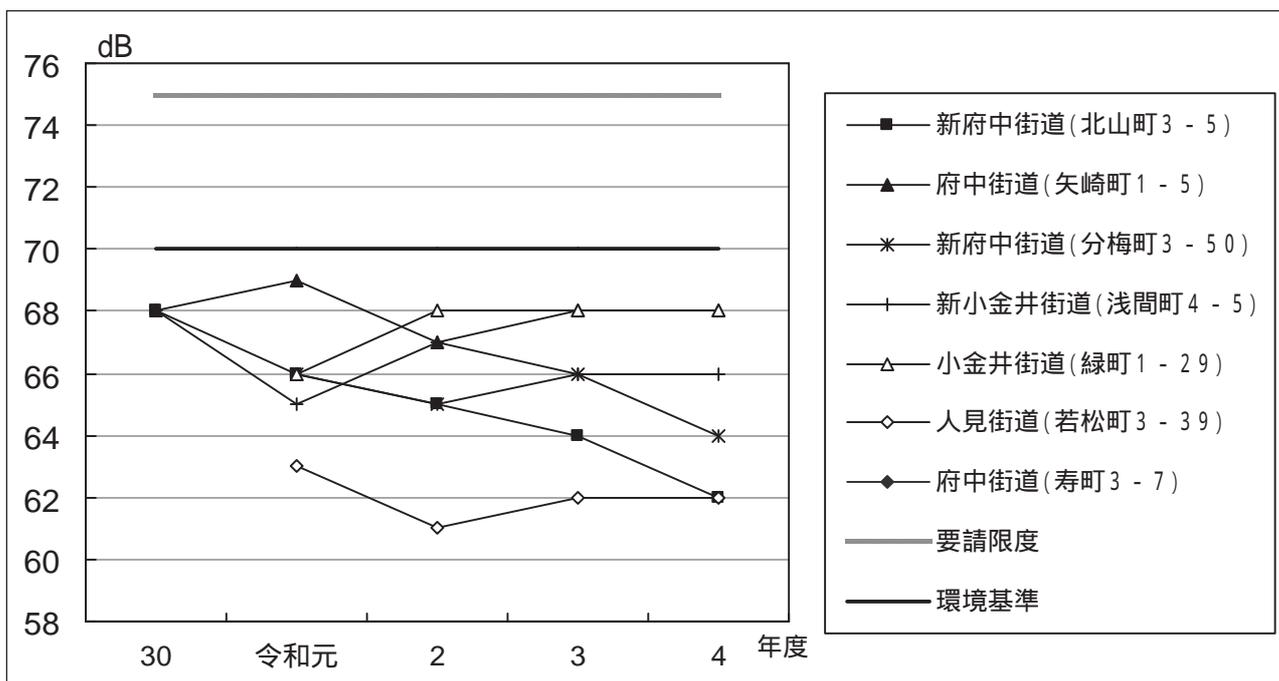
**b 国道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)**

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甲州街道(寿町3 - 1)	69	69	68	68	70
甲州街道(西府町2 - 18 - 15)	72	71	72	72	75



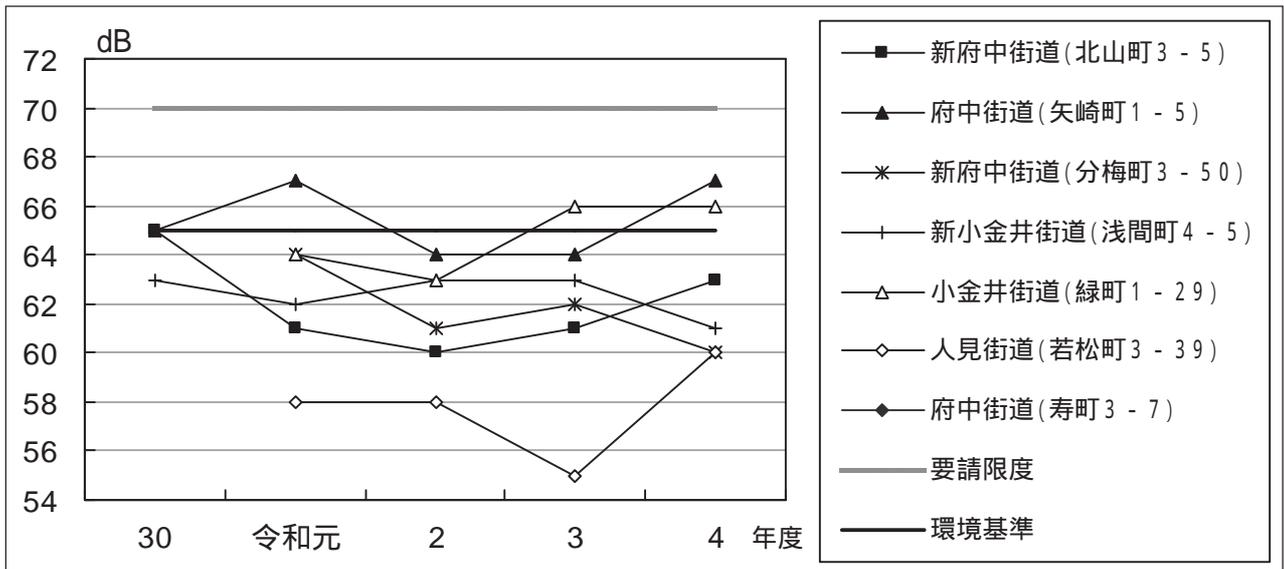
**c 都道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)**

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新府中街道(北山町4 - 5)	68	66	65	64	62
府中街道(矢崎町1 - 5)	68	69	67	68	68
新府中街道(分梅町3 - 50)		66	65	66	64
新小金井街道(浅間町4 - 5)	68	65	67	66	66
小金井街道(緑町1 - 29)		66	68	68	68
人見街道(若松町3 - 39)		63	61	62	62
府中街道(寿町3 - 7)					



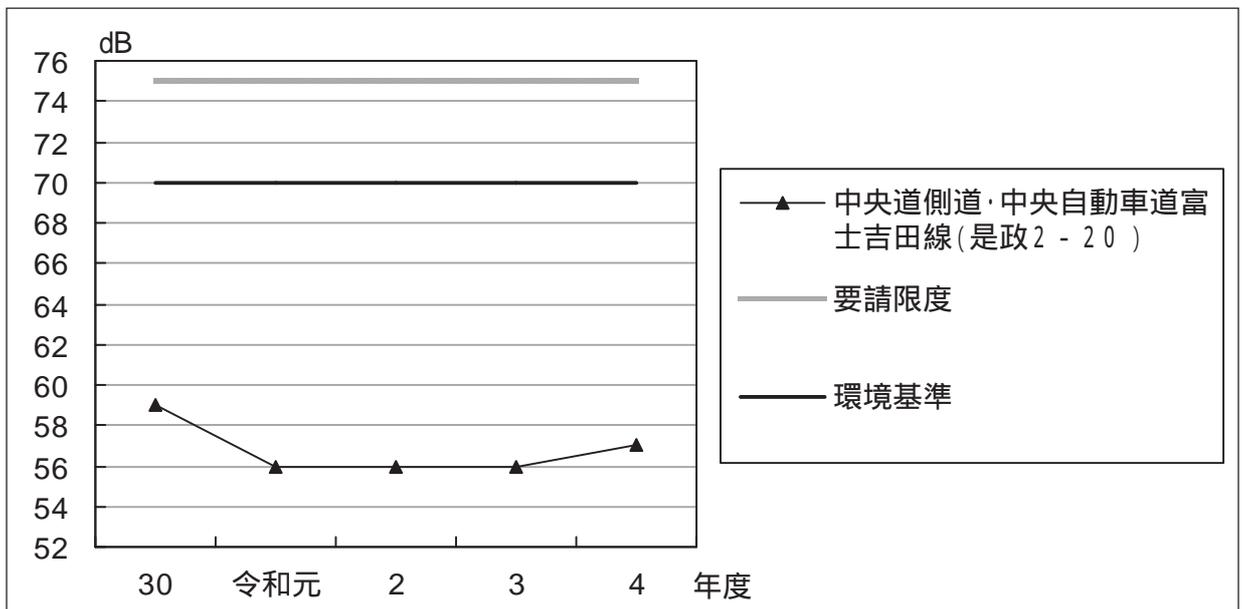
d 都道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新府中街道(北山町4 - 5)	65	61	60	61	63
府中街道(矢崎町1 - 5)	65	67	64	64	67
新府中街道(分梅町3 - 50)		64	61	62	60
新小金井街道(浅間町4 - 5)	63	62	63	63	61
小金井街道(緑町1 - 29)		64	63	66	66
人見街道(若松町3 - 39)		58	58	55	60
府中街道(寿町3 - 7)					



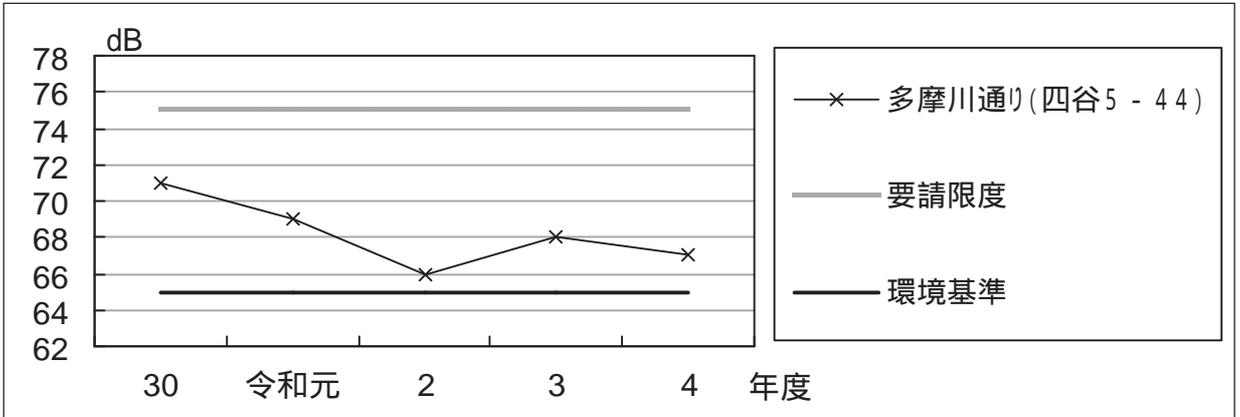
e 市道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央道側道・中央自動車道富士吉田線 (是政2 - 20)	59	56	56	56	57



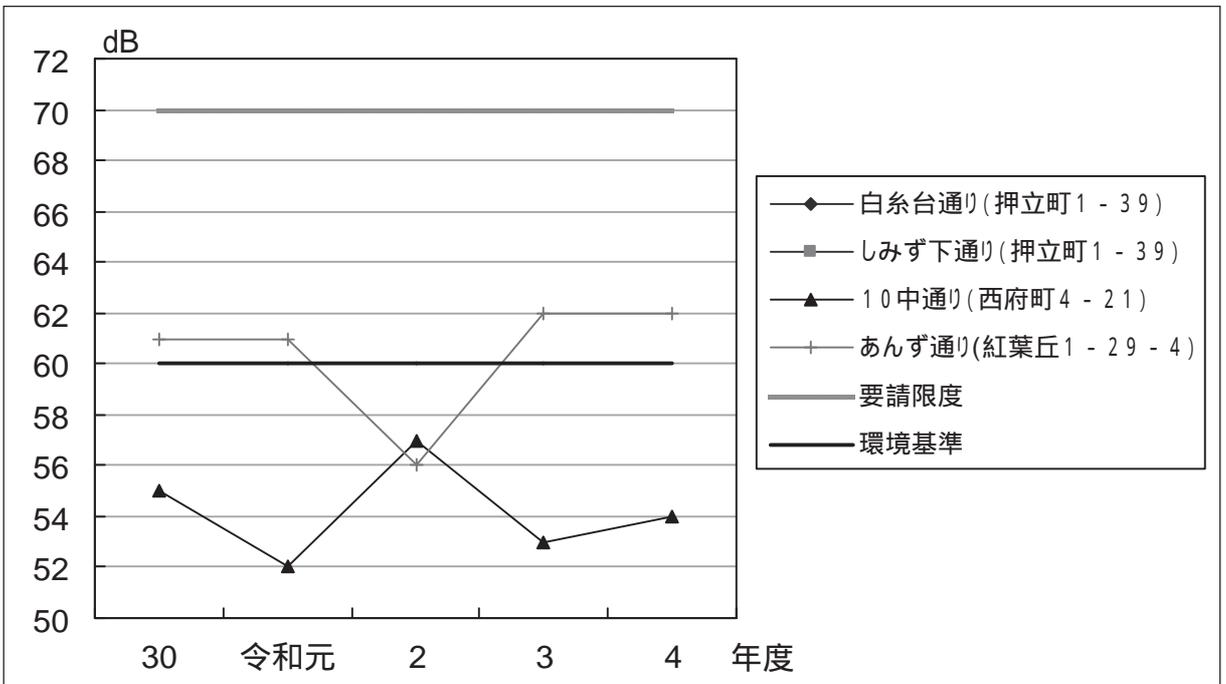
f 市道 昼間(要請限度75dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
多摩川通り(四谷5 - 44)	71	69	66	68	67



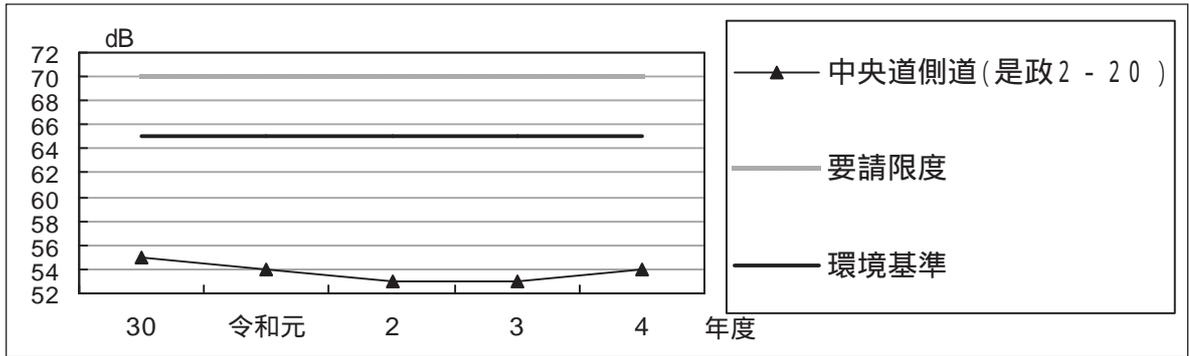
g 市道 昼間(要請限度70dB 環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
白糸台通り(押立町1 - 39)	-				
しみず下通り(押立町1 - 39)	-				
10中通り(西府町4 - 21)	55	52	57	53	54
あんず通り(紅葉丘1 - 29 - 4)	61	61	56	62	62



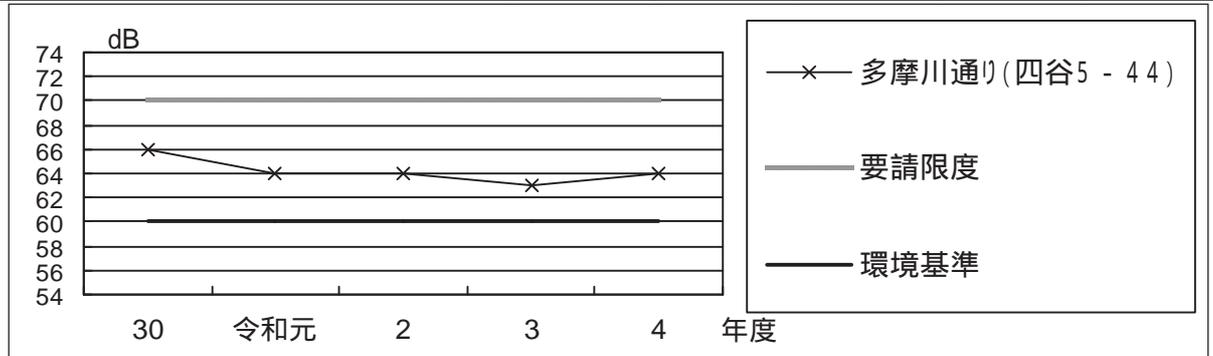
**h 市道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)**

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央道側道・中央自動車道富士吉田線 (是政2 - 20)	55	54	53	53	54



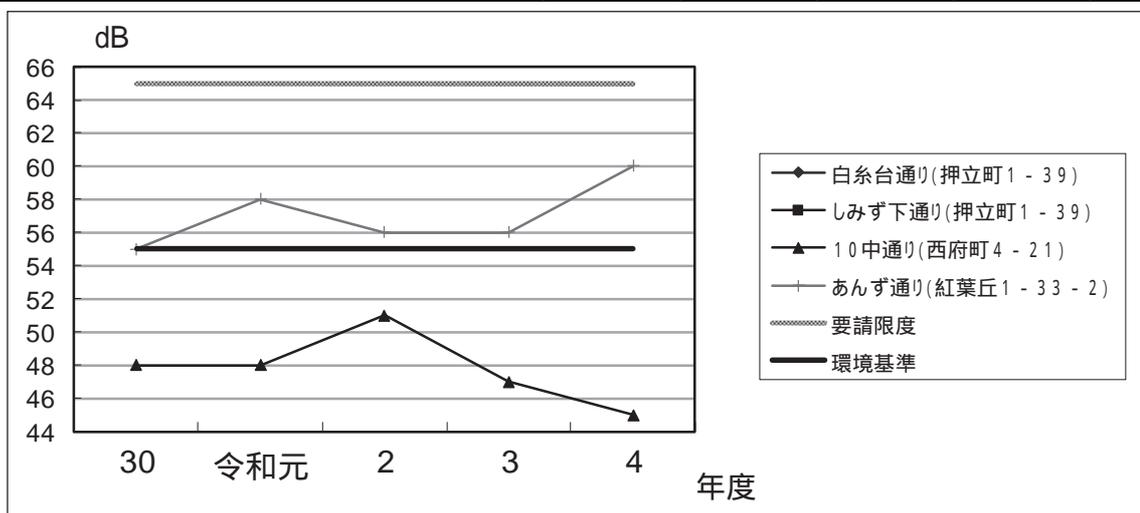
**i 市道 夜間(要請限度70dB 環境基準60dB)**

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
多摩川通り(四谷5 - 44)	66	64	64	63	63



**j 市道 夜間(要請限度65dB 環境基準55dB)**

道路名 (調査場所)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
白糸台通り(押立町1 - 39)	—				
しみず下通り(押立町1 - 39)	—				
10中通り(西府町4 - 21)	48	48	51	47	45
あんず通り(紅葉丘1 - 29 - 4)	55	58	56	56	60

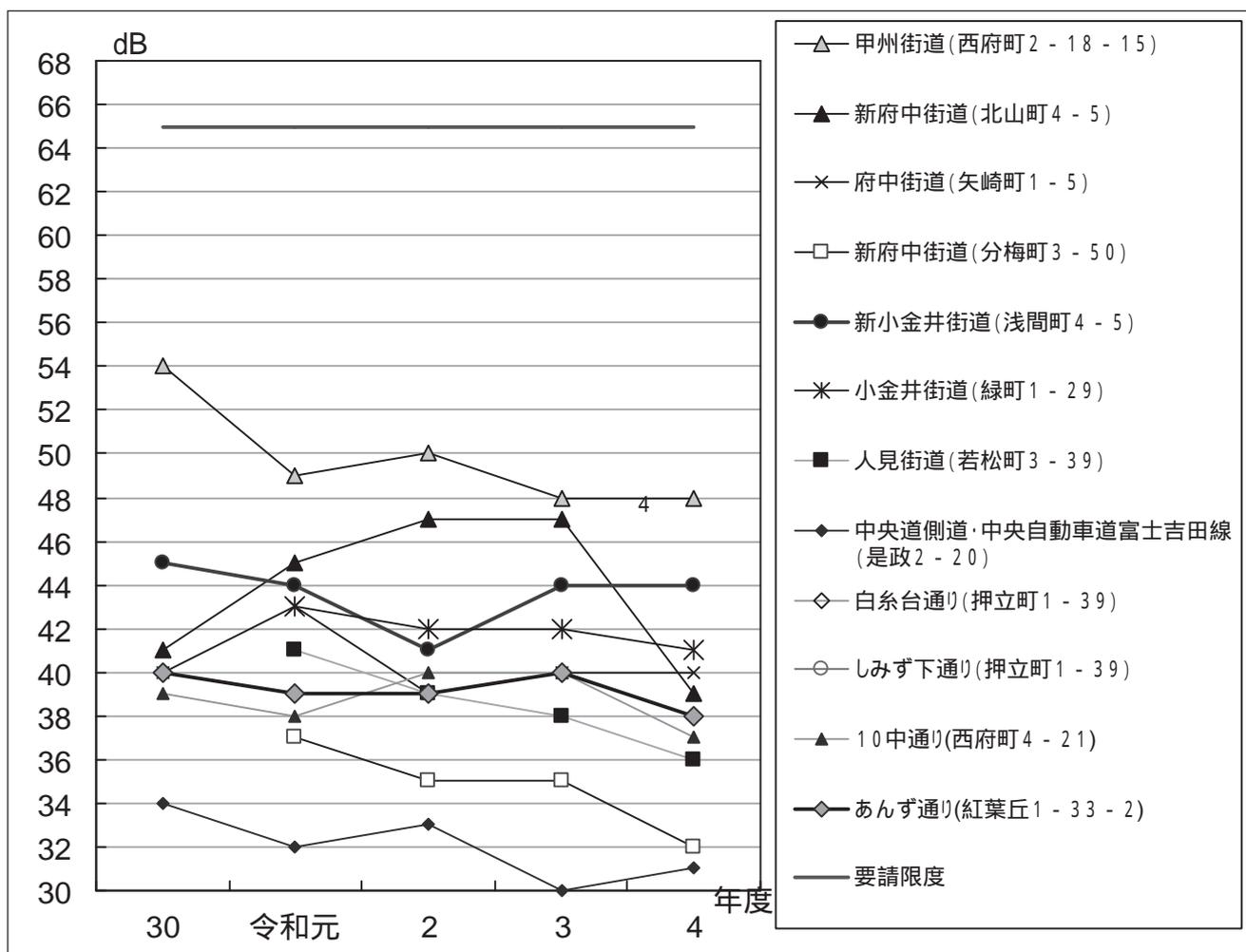


(イ) 道路環境調査結果(振動 単位:dB)

表中 - は実施なし

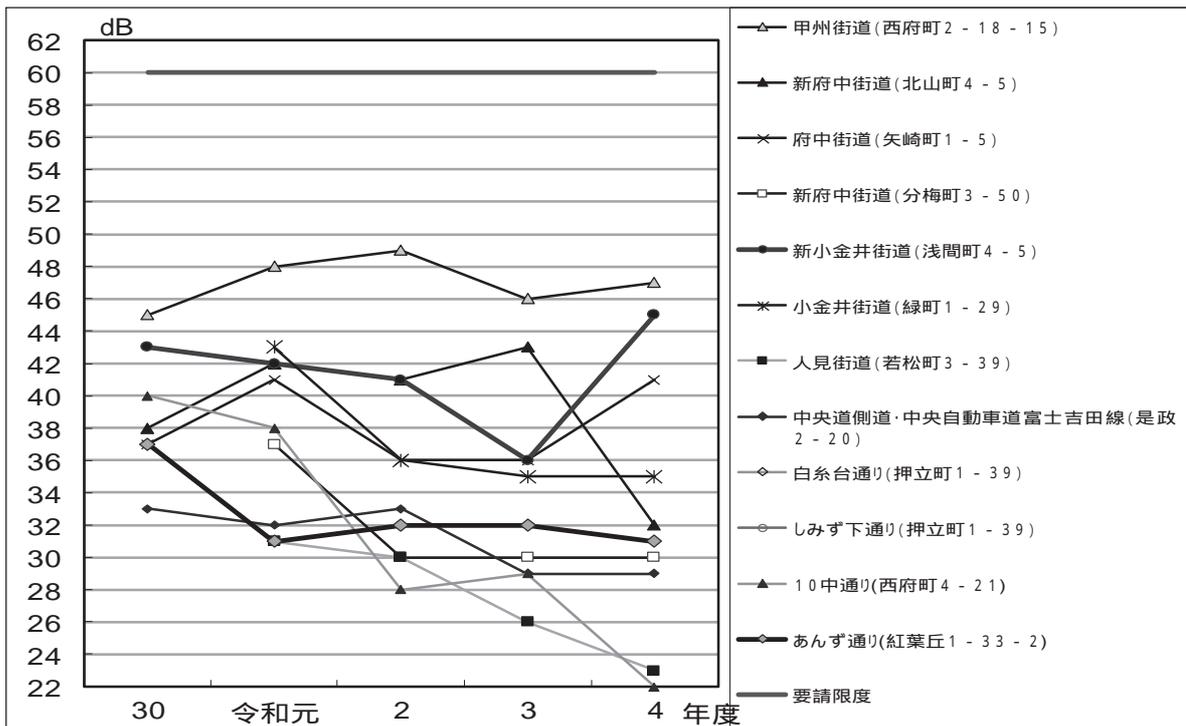
a 昼間(要請限度65dB)

道路名(調査場所)		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国道	甲州街道(西府町2-18-15)	54	49	50	48	48
	新府中街道(北山町4-5)	41	45	47	47	39
都道	府中街道(矢崎町1-5)	40	43	39	40	40
	新府中街道(分梅町3-50)		37	35	35	32
	新小金井街道(浅間町4-5)	45	44	41	44	44
	小金井街道(緑町1-29)	-	43	42	42	41
	人見街道(若松町3-39)		41	39	38	36
	中央道側道・中央自動車道富士吉田線(是政2-20)	34	32	33	30	31
市道	白糸台通り(押立町1-39)	-				
	しみず下通り(押立町1-39)	-				
	10中通り(西府町4-21)	39	38	40	40	37
	あんず通り(紅葉丘1-29-4)	40	39	39	40	38



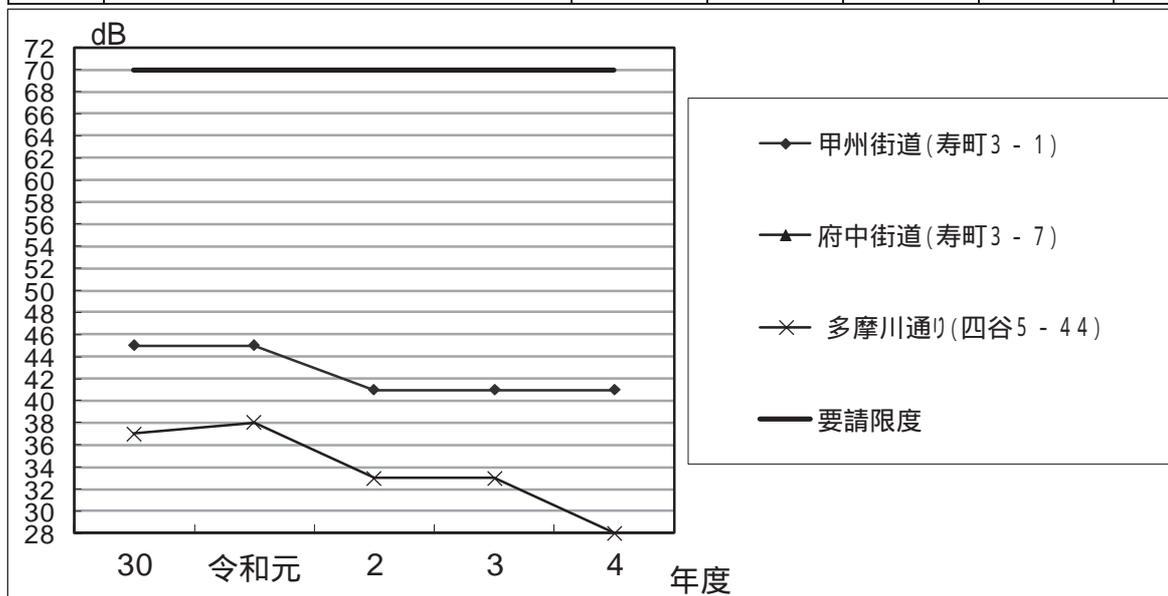
b 夜間(要請限度60dB)

道路名(調査場所)		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国道	甲州街道(西府町2-18-15)	45	48	49	46	47
	新府中街道(北山町4-5)	38	42	41	43	32
都道	府中街道(矢崎町1-5)	37	41	36	36	41
	新府中街道(分梅町3-50)		37	30	30	30
	新小金井街道(浅間町4-5)	43	42	41	36	45
	小金井街道(緑町1-29)	—	43	36	35	35
	人見街道(若松町3-39)		31	30	26	23
	中央道側道・中央自動車道富士吉田線(是政2-20)	33	32	33	30	29
市道	白糸台通り(押立町1-39)	—				
	しみず下通り(押立町1-39)	—				
	10中通り(西府町4-21)	40	38	28	29	22
	あんず通り(紅葉丘1-29-4)	37	31	32	32	31



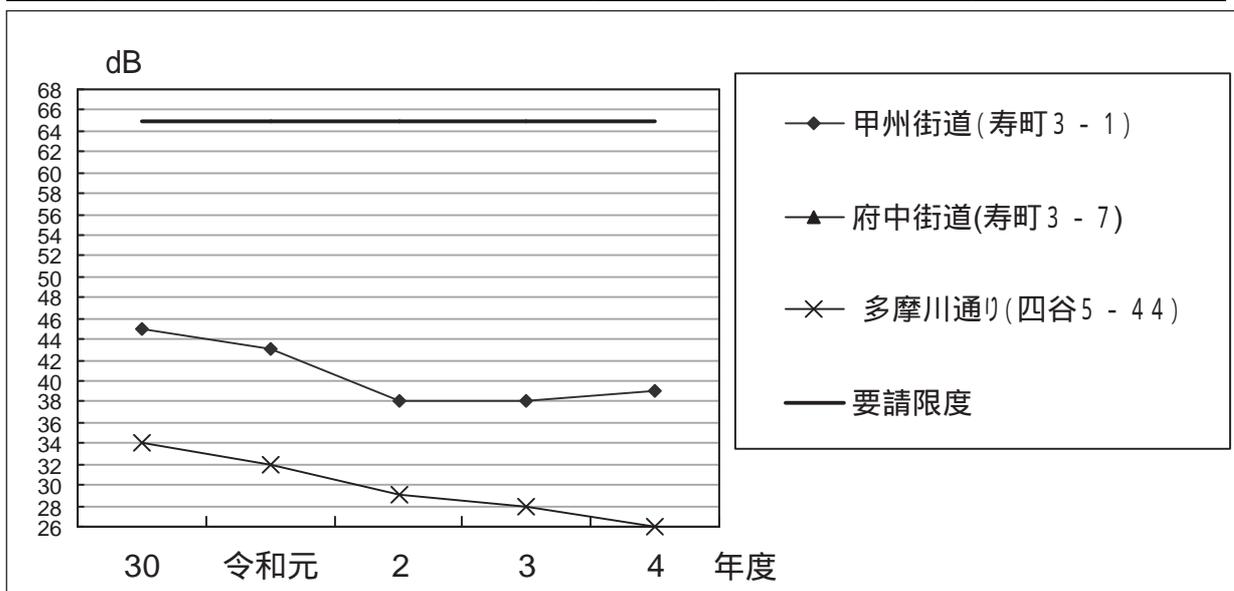
c 昼間(要請限度70dB)

道路名 (調査場所)		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	45	45	41	41	41
都道	府中街道(寿町3-7)	—				
市道	多摩川通り(四谷5-44)	37	38	33	33	28



d 夜間(要請限度65dB)

道路名(調査場所)		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	45	43	38	38	39
都道	府中街道(寿町3-7)	—				
市道	多摩川通り(四谷5-44)	34	32	29	28	26



## 道路環境調査(自動車交通量)

単位:台/時間

道路名(調査場所)		区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
1	国	甲州街道(国道20号)	昼	1,624	1,680	1,673	1,621	1,421
		(寿町3-1)	夜	513	828	783	705	773
2	道	甲州街道(国道20号)	昼	2,252	2,346	2,390	2,151	2,114
		(西府町2-18-15)	夜	780	1,278	1,337	1,440	1,012
3	都	新府中街道 (北山町4-5)	昼	986	1,308	1,317	1,140	885
			夜	305	414	517	460	451
4		府中街道 (矢崎町1-5)	昼	936	870	946	847	788
			夜	356	354	418	495	426
5		新府中街道 (分梅町3-50)	昼	1,687	1,740	1,569	1,651	1,581
			夜	451	756	641	769	660
6		新小金井街道 (浅間町4-5)	昼	785	864	892	881	758
			夜	186	360	401	441	285
7		小金井街道 (緑町1-29)	昼	-	396	411	346	277
			夜	-	192	170	132	125
8	人見街道 (若松町3-39)	昼	292	306	473	273	269	
		夜	88	102	74	61	83	
9	府中街道 (寿町3-7)	昼	-	-	-	-	-	
		夜	-	-	-	-	-	
10	市	中央道側道・中央自動車道 富士吉田線(是政2-20)	昼	27	24	14	44	51
			夜	2	12	8	21	11
11		多摩川通り (四谷5-44)	昼	614	672	711	410	353
			夜	125	234	214	188	200
12		白糸台通り (押立町1-39)	昼	-	-	-	-	-
			夜	-	-	-	-	-
13		しみず下通り (押立町1-39)	昼	-	-	-	-	-
			夜	-	-	-	-	-
14		10中通り (西府町4-21)	昼	246	78	122	81	176
			夜	15	24	59	26	43
15	あんず通り (紅葉丘1-29-4)	昼	151	198	245	211	149	
		夜	35	66	75	70	46	

- は未実施

道路環境調査 基準との比較

単位: dB(デシベル)

道路名 (調査場所)		区分	騒音				振動				
			計測値 (R4)	要請限度による		環境基準による		計測値 (R4)	要請限度による		
				評価	要請限度	評価	環境基準		評価	要請限度	
1	国	甲州街道(国道20号) (寿町3 - 1)	昼	71		75	×	70	41		70
			夜	70		70	×	65	39		65
2	道	甲州街道(国道20号) (西府町2 - 18 - 15)	昼	75		75	×	70	48		65
			夜	75	×	70	×	65	47		60
3	都	新府中街道 (北山町4 - 5)	昼	62		75		70	39		65
			夜	63		70		65	32		60
4		新府中街道 (分梅町3 - 50)	昼	64		75		70	32		65
			夜	60		70		65	30		60
5		府中街道 (矢崎町1 - 5)	昼	68		75		70	40		65
			夜	67		70	×	65	41		60
6		府中街道 (寿町3 - 7)	昼	-	-	75	-	70	-	-	70
			夜	-	-	70	-	65	-	-	65
7		新小金井街道 (浅間町4 - 5)	昼	66		75		70	44		65
			夜	61		70		65	45		60
8	小金井街道 (緑町1 - 29)	昼	68		75		70	41		65	
		夜	66		70	×	65	35		60	
9	人見街道 (若松町3 - 39)	昼	62		75		70	36		65	
		夜	60		70		65	23		60	
10	中央道側道・中央自動車道 富士吉田線(是政2 - 20)	昼	57		75		70	31		65	
		夜	54		70		65	29		60	
11	多摩川通り (四谷5 - 44)	昼	67		75	×	65	28		70	
		夜	64		70	×	60	26		65	
12	市	白糸台通り (押立町1 - 39)	昼	-	-	70	-	60	-	-	65
			夜	-	-	65	-	55	-	-	60
13	道	しみず下通り (押立町1 - 39)	昼	-	-	70	-	60	-	-	65
			夜	-	-	65	-	55	-	-	60
14	10中通り (西府町4 - 21)	昼	54		70		60	37		65	
		夜	45		65		55	22		60	
15	あんず通り (紅葉丘1 - 29 - 4)	昼	62		70	×	60	38		65	
		夜	60		65	×	55	31		60	

:達成 × :非達成 - 未実施

< 参考 > 道路環境規制基準

道路名 (調査場所)		区分	騒音				振動		
			要請限度		環境基準		要請限度		
国 道	甲州街道(国道20号)	昼	75	昼 75	70	昼 70	70		
	(寿町3 - 1)	夜	70		65		65		
	甲州街道(国道20号)	昼	75		70		65		
	(西府町2 - 18 - 15)	夜	70		65		60		
都 道	新府中街道	昼	75		夜 70		70	夜 65	65
	(北山町4 - 5)	夜	70				65		60
	府中街道	昼	75				70		65
	(矢崎町1 - 5)	夜	70				65		60
	新府中街道	昼	75				70		65
	(分梅町3 - 50)	夜	70				65		60
	新小金井街道	昼	75				70		65
	(浅間町4 - 5)	夜	70				65		60
	小金井街道	昼	75	70		65			
	(緑町1 - 29)	夜	70	65		60			
	人見街道	昼	75	70		65			
	(若松町3 - 39)	夜	70	65		60			
市 道	中央道側道・中央自動車道	昼	75	昼 70	70	昼 60	65		
	富士吉田線(是政2 - 20)	夜	70		65		60		
	多摩川通り	昼	75		65		65	70	
	(四谷5 - 44)	夜	70		60		60	65	
	白糸台通り	昼	70		60		60	65	
	(押立町1 - 39)	夜	65		55		60	60	
	しみず下通り	昼	70		60		60	65	
	(押立町1 - 39)	夜	65		55		60	60	
	10中通り	昼	70		60		60	65	
	(西府町4 - 21)	夜	65		55		55	60	
	あんず通り	昼	70		60		60	65	
	(紅葉丘1 - 29 - 4)	夜	65		55		55	60	

## 5 悪臭

### (1) 悪臭の現状

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感をもたらす感覚公害のひとつで、数値での評価が難しい側面をもっています。

そこで都では、平成14年7月に、臭気指数方式の規制を導入しました。この臭気指数方式は、悪臭防止法と環境確保条例で異なっていた規制方式を統一したもので、人が実際に臭いをかいで臭気の程度を判定します。におい物質ごとの濃度を測定する判定法ではないため、悪臭の原因が、複数の物質の混合されている場合や、未知のにおい物質を含んでいるような場合でも、人の感覚に近い判定ができます。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、悪臭防止法の規制地域と当該地域における規制基準は、平成24年度から市が定めています。数値は、従前と変わりありません。

市で受け付けている悪臭苦情の原因としては、工場、飲食店、野外焼却、畜舎やたい肥などがあります。

なお、市では、工場の認可や指定作業場の届出時に悪臭防止対策を指導しています。

## 6 放射能

### (1) 放射能の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター(新宿区)」のみでしたが、平成23年12月に2か所「東京都立篠崎公園(江戸川区)」、「東京都薬用植物園(小平市)」が新設されました。さらに、平成24年4月11日から4か所「東京国際空港(大田区)」、「東京都立舎人公園(足立区)」、「首都大学東京南大沢キャンパス(現東京都立大学、八王子市)」、「調布飛行場(調布市)」が運用されています。

市では市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壌中の放射性物質などの放射性物質を測定しました。市内の状況としましては、土壌の測定で放射性物質が検出されましたが、それほど高い値ではなく、平成23年度に比べて年々減少傾向となっています。また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではなく、減少傾向となっています。

### (2) 放射能の単位

放射能に関する単位でよく出てくるものにBq(ベクレル)とSv(シーベルト)がありますが、Bqは食品や水、土壌中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表し(1ベクレルは1秒間に1回放射線を出す能力)、Svは放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。1000μSv(マイクロシーベルト) = 1mSv(ミリシーベルト) = 0.001Svはすべて同じ値です。なお、一般的な測定器などで空間放射線量測定する際には、1時間あたりの線量を計測します。

### (3) 空間放射線量・放射性物質の基準値

#### ア 空間放射線量

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告における、一般の人に対する放射線量指標は平常時年間1ミリシーベルト(1mSv/年)以下です。なお、年間1ミリシーベルト以下というのは、自然界から受ける放射線と医療による放射線を除いた値です。

補足説明 1年間の積算推計線量の計算方法  
(測定結果 - 自然界放射線量) × (16/24 × 0.4 + 8/24 × 1) × 24時間 × 365日  
\*自然界放射線量は、一般的に1時間当たり0.05マイクロシーベルト(μSv/h)と言われています。  
\*屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合の計算方法です。木造家屋内滞在における低減効果係数0.4です。

#### イ 土壌中の放射性物質

土壌中の放射性物質に関する国の基準はありません。

#### ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

農林水産省が定めた、堆肥・土壌改良資材・培土中に含まれる放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgです。

【参考】

食品等の基準値

放射性物質	食品群	基準値 (Bq/kg)	省令等
放射性 ヨウ素	飲料水	300	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値
	牛乳・乳製品	(乳児 100)	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000	
	魚介類		
放射性 セシウム	飲料水	10	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(食品中の放射性物質の新たな基準値)
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	

(4) 測定機器・測定方法

ア 空間放射線量

(ア) 測定機器

Radi PA 1000 (株式会社堀場製作所製)

(イ) 測定方法

地表面から高さ100cm・5cmの2地点で、1分間保持し数値を安定させた後、30秒ごとに5回測定し、平均値をその定点の測定値とする。

イ 土壌中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

直径5cm・深さ5cmの円柱状に5か所の土または砂(約100g)を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GC2020 (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

農林水産省が定めた「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定

エ 地下水の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

地下水を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

(5) 測定結果

ア 空間放射線量(平均値)

平成23年9月5日から市立小学校22校で定点・定時(校庭中央・休校日を除く平日の概ね午前9時)に空間放射線量を測定しました。平成27年4月からは、市立小学校1校(第一小学校)で週1回、定点・定時に測定しています。

なお、震災前の東京都健康安全研究センター(新宿区)での平常時の値は0.028~0.079  $\mu\text{Sv/h}$ でした。

年度 測定場所	30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
市立小学校 (校庭)	0.050	0.049	0.046	0.048	0.044	0.049	0.049	0.048	0.053	0.043

単位:1時間あたりのマイクロシーベルト( $\mu\text{Sv/h}$ )

イ 土壌中の放射性物質(平均値)

土壌中の放射性物質については、これまで市内小学校、幼稚園、保育所などでも測定を行ってありましたが、年々測定値が減少しているため、平成28年度からは公園等の5か所で測定しています。

年度 (採取日) 測定場所	30年度 (10/24)		令和元年度 (10/17)		令和2年 (10/1)		令和3年 (10/12)		令和4年 (10/12)	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
市立公園 (砂場4か所)	ND	10	ND	7	ND	11	ND	8	ND	7
郷土の森 バーベキュー場	ND	83	ND	50	ND	55	ND	31	ND	23

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

公園:西原町・日新町・多磨町・押立町公園

ウ 腐葉土・落ち葉の放射性物質

若松苗圃の「落ち葉の銀行」の腐葉土を採取し、放射性物質を測定しました。

採取場所	採取日 品目	平成30年度 (9/25)		令和元年度 (9/17)		令和2年度 (2/5)		令和3年度 (2/7)		令和4年度 (2/7)	
		ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137
若松苗圃	腐葉土	ND	10	ND	10	ND	9.2	ND	8.7	ND	8.5

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

## エ 地下水放射性物質(平均値)

地下水の放射性物質については、平成23年度から令和4年度まで検出下限値未満でした。

年度 (採取日)	平成30年度 (毎月1回)		令和元年度 (毎月1回)		令和2年度 (毎月1回)		令和3年度 (毎月1回)		令和4年度 (毎月1回)	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
測定場所 旧武蔵台2号 水源	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

単位:1 キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

## (6) 空間放射線量測定器の貸出

市民の皆さんが身近な場所の空間放射線量を測定できるように、空間放射線量測定器の貸出をしています。

空間放射線量測定器の貸出件数 (単位:件)

(109ページ再掲)

貸出場所	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
環境保全活動センター	9	9	1	2	0	0	0

平成23年11月22日から平成24年8月末まで文化センター11か所で貸出、平成24年9月からは府中市環境保全活動センターで貸出

## 府中第一小学校の空間放射線量測定結果(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

測定場所	府中第一小学校	
	100cm	5cm
4月7日	0.037	0.029
4月14日	0.043	0.029
4月21日	0.037	0.032
4月28日	0.038	0.030
5月6日	0.041	0.037
5月12日	0.037	0.030
5月19日	0.043	0.036
5月26日	0.036	0.032
6月2日	0.040	0.033
6月9日	0.041	0.031
6月16日	0.039	0.029
6月30日	0.038	0.033
7月7日	0.041	0.033
7月14日	0.041	0.047
7月21日	0.049	0.036
7月28日	0.046	0.032
8月4日	0.039	0.068
8月10日	0.041	0.034
8月18日	0.078	0.078
8月25日	0.048	0.037
9月8日	0.058	0.047
9月15日	0.042	0.036
9月22日	0.056	0.064
9月27日	0.041	0.041
10月6日	0.072	0.080
10月13日	0.043	0.040
10月20日	0.040	0.042
10月27日	0.048	0.053
11月4日	0.360	0.047
11月10日	0.042	0.051
11月17日	0.047	0.034
11月24日	0.040	0.044
12月1日	0.049	0.038
12月8日	0.045	0.056
12月15日	0.050	0.035
12月22日	0.064	0.072
1月5日	0.049	0.034
1月12日	0.045	0.047
1月19日	0.041	0.036
1月26日	0.043	0.044
2月2日	0.052	0.031
2月9日	0.055	0.054
2月16日	0.060	0.054
2月22日	0.051	0.050
3月2日	0.044	0.040
3月9日	0.055	0.050
3月16日	0.043	0.048
3月23日	0.054	0.038
3月30日	0.045	0.047
平均	0.053	0.043

## 7 その他の公害

### (1) 有害化学物質

化学物質は、私たちの生活を豊かにするために作りだされたもので、化粧品や薬、洗剤、殺虫剤、食品添加物など、様々なものに現在約7万種類使用されているといわれています。しかし、化学物質の中には、人の健康や様々な生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、一部の有害化学物質による環境汚染が問題になっています。

市では、化学物質による人への健康被害を未然に防止するため、特定の化学物質を取り扱う事業所に対して、環境への排出量や使用量などについて、市を通して東京都に届け出るようになったことに伴い、市内の特定化学物質取扱い事業所の監視に努めています。

#### ア ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成され、環境中に排出されています。特にごみ焼却施設からの排出が社会問題となっています。ダイオキシン類はきわめて毒性が強く、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など様々な毒性があります。呼吸によって体に入る量はごくわずかであり、多くは食べ物を通して体に入ります。

平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、一定規模以上の施設で届出が必要になるとともに、大気、水質、土壌について環境基準が設定されました。また、ダイオキシン類は、これまでの2物質(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF))にコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を加えた3物質の総称となり、毒性等量(TEQ)の換算方法も変更され、以降はCo-PCBを含めて計測しています。

小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けています。また、令和4年度も、市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を2月に実施しました。今回の調査結果でも、各地点とも環境基準値を下回っています。

大気中のダイオキシン類調査結果 (測定月:2月) (単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市役所(宮西町2丁目)	0.026	0.020	0.009	0.012
朝日局(朝日町1丁目)	0.012	0.010	0.010	0.012
武蔵台局(武蔵台2丁目)	0.016	0.011	0.0065	0.013
全調査地点の平均値	0.018	0.014	0.009	0.012

大気中での環境基準値	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
------------	-----------------------------

市役所のみ二重測定を実施(表中の数値は、二重測定の平均値)

#### 用語説明

##### 毒性等量

測定されたダイオキシン類の毒性が、その中で最も毒性の強いPCDDの一種2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)であれば何グラム分の毒性に相当するかの値に換算した重さです。なお、換算後の重さは単位に「-TEQ」を付けて換算してあることを示します。

##### pg(ピコグラム)

p(ピコ)とは1兆分の1の意味で、1pgは1兆分の1グラムとなります。1pg/m<sup>3</sup>とは、例えば、東京ドームの体積にホコリダニ(ダニの一種で約0.001mg)1匹の重さが入っていることをいいます。

## イ 環境ホルモン

環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)とは、環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とされています。ホルモン(成長ホルモン、男性ホルモン、女性ホルモンなど)は、人が健康を維持する上で重要な役割を果たしていますが、環境ホルモンが体内に摂取されることで、体内の各器官が正常に働かなくなることがあります。例えば、生殖機能が阻害されたり、悪性腫瘍が形成されたりする可能性があるとして指摘されています。環境ホルモンは低濃度でも影響を及ぼすとされ、中には50mプールに1滴落としたほどでも影響を及ぼす物質もあります。

市では、このような状況の中、環境ホルモンについて、市の各施設で使用されている物品の調査を実施し、環境ホルモンとして国がリストアップした物質が含有されているものは、使用を中止したり、他の製品に交換したりしています。なお、保育所では、プラスチック製の哺乳ピンをガラス製に交換するとともに、他の食器も磁器製に交換しています。

環境ホルモンとして疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールAなどがあります。

### (2) テレビ受信障害

テレビジョン放送が社会の中で果たす役割は、単に報道、教養や娯楽などの情報を得るための手段としてだけでなく、放送に対するニーズの多様化や高度化に対応して情報伝達のために重要な役割を果たしています。

一方、土地の高度利用による建造物の高層化などで建造物によるテレビ受信障害が発生しています。この受信障害については、原因者負担の原則に基づき、建築主と住民の当事者協議により解決することが定着してきています。

しかし、近年、建築物の大型化・高層化や建築物の密集化などにより受信障害の原因が広域化、複雑化して、原因者の特定が困難な事例が発生し、新たな問題となっています。市内においても都市化が進み、中高層建築物が増えてきており、これに伴う受信障害が増加しています。そのため、「府中市開発事業に関する指導要綱」により、建築主に対して、受信障害の防止に努めるよう指導しており、この指導要綱についての担当部署は、都市整備部計画課となっています。

なお、受信障害は、あくまでも現状復帰という考え方が一般的なので、新たに受信障害地域に入居される方は、対策等を自分で行うことになるので注意が必要です。

こうしたなか、平成23年7月に地上アナログテレビ放送が地上デジタル放送に移行され、また、平成25年5月にテレビ送信が東京タワーから東京スカイツリーに全面移行されましたが、市は市内の受信障害を防止するため、令和4年度も「関東受信環境クリーン協議会」に加入し、受信障害の未然防止・解消及び周知啓発活動、街頭相談など関係機関と連携しながら対策や指導を行っています。

### (3) 光害

光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

## 公害苦情の概要

令和4年度に、市に寄せられた苦情の受付件数は168件で、その内訳は、件数が多い順に、騒音(68)、悪臭(50)、ばい煙(33)、その他(8)、粉じん(5)、振動(4)となっています。

悪臭、ばい煙苦情は、平成9年7月からの事業系ごみ有料化及び平成22年2月から実施された家庭用ごみの有料化の影響によるものなどが原因と考えられます。焼却炉については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年度の法改正によりさらに規制が強化されました。また、東京都環境確保条例によりダイオキシン類排出対策のとられていない小型焼却炉の使用や野焼きは原則として禁止されていますが、特に野焼きは多くの苦情が寄せられています。

騒音苦情は、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

苦情受付件数の推移

(単位:件)

年度 現象	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ばい煙	33	20	16	45	56	43	33
粉じん	10	7	6	13	7	4	5
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	21	28	39	20	19	27	50
水質汚濁	0	1	0	0	0	0	0
騒音	51	54	34	38	71	67	68
振動	2	3	3	4	8	6	4
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	1	0	0	0	0	0	0
放射能	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	5	3	9	2	8	8
合計	124	118	101	129	163	155	168